第 3 章　地域の概況

第 3 章　地域の概況

計画地周辺の地域の概況は、令和 8 年 2 月末[注)] までに公表されている既存資料等を収集・整理することにより、地域の特性を把握した。なお、貴重な動物の選定基準については、令和 8 年 3 月 17 日に公表された「環境省第 5 次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類)」（令和 8 年 3 月、環境省）も用いた。

既存資料の調査対象範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地及びアクセス道路の外周より 3km 内とし（図 3-1 参照)、既存資料の収集は、桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町及び吉見町の 4 市 2 町（以下「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。

注）ホームページの閲覧による資料のうち、ホームページの不具合等により令和 8 年 2 月に該当箇所を閲覧できなかったものについては、それ以前の閲覧資料によった。

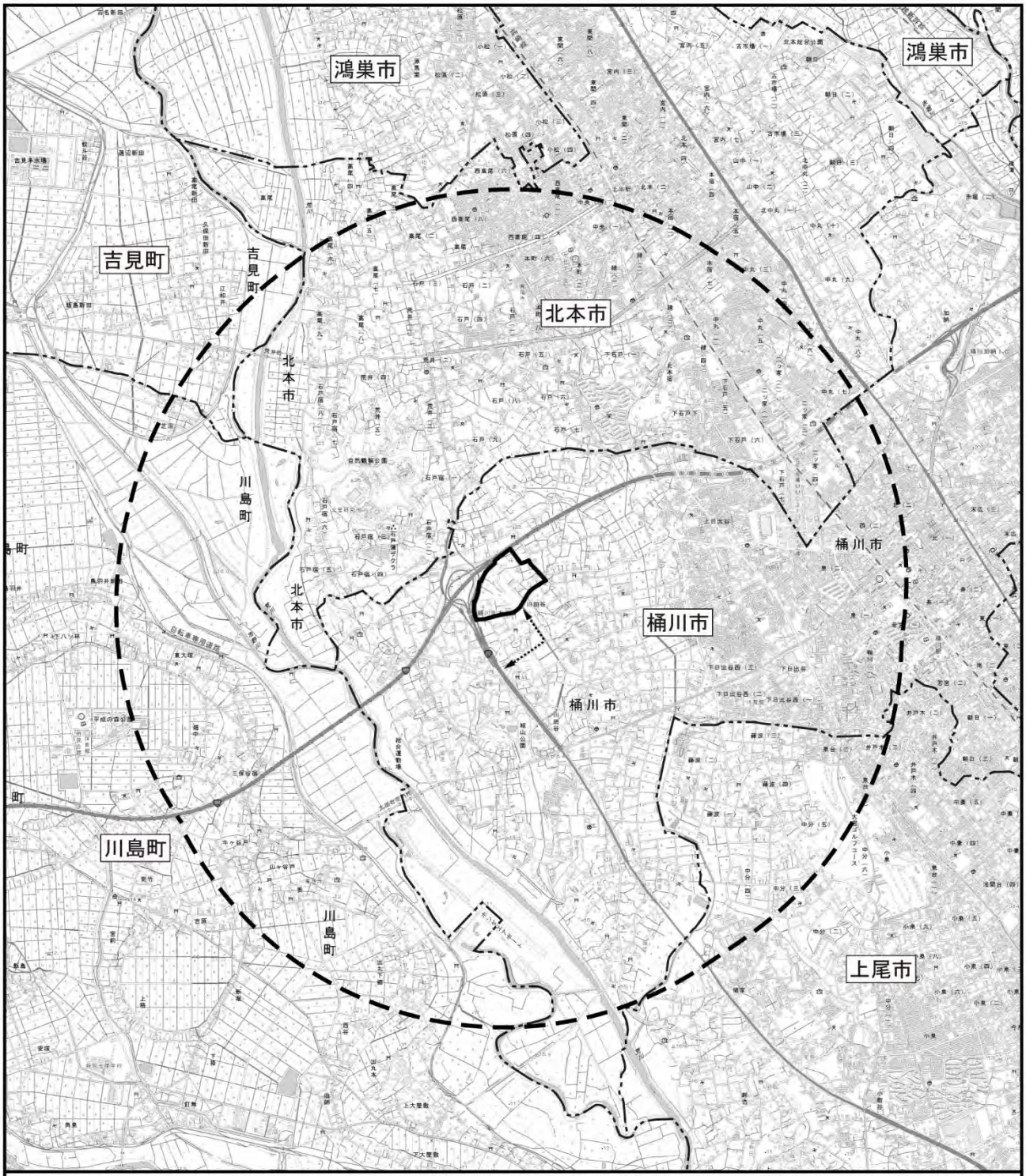

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km

図3-1　地域概況の調査対象範囲

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

3.1 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口

関係市町の人口・世帯数等の状況は表 3.1-1 に、人口の推移は図 3.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置する桶川市における令和 8 年 2 月の住民基本台帳に基づく人口は 73,639 人であり、推計人口の推移は平成 5 年からおおむね横ばい傾向である。そのほかの関係市町における平成 5 年～令和 5 年の推計人口の推移は、上尾市は増加傾向であり、鴻巣市、北本市、川島町及び吉見町は横ばい傾向となっている。

表 3.1-1　人口・世帯数の状況（令和 8 年 2 月 1 日現在）

市町	人口（人）			世帯数	面積	人口密度
	男	女	総数	（世帯）	（km^2）	（人/km^2）
桶川市	36,166	37,473	73,639	32,599	25.35	2,904.9
鴻巣市	57,238	59,069	116,307	51,181	67.44	1,724.6
上尾市	112,472	115,928	228,400	103,496	45.51	5,018.7
北本市	31,331	32,791	64,122	29,140	19.82	3,235.2
川島町	9,184	8,919	18,103	7,549	41.63	434.9
吉見町	8,444	8,326	16,770	7,003	38.64	434.0

資料：「埼玉県推計人口　月報データ（住民基本台帳に基づく人口）」（令和8年2月閲覧、埼玉県ホームページ）
「第72回埼玉県統計年鑑（令和7年）」（令和8年2月閲覧、埼玉県総務部統計課ホームページ）

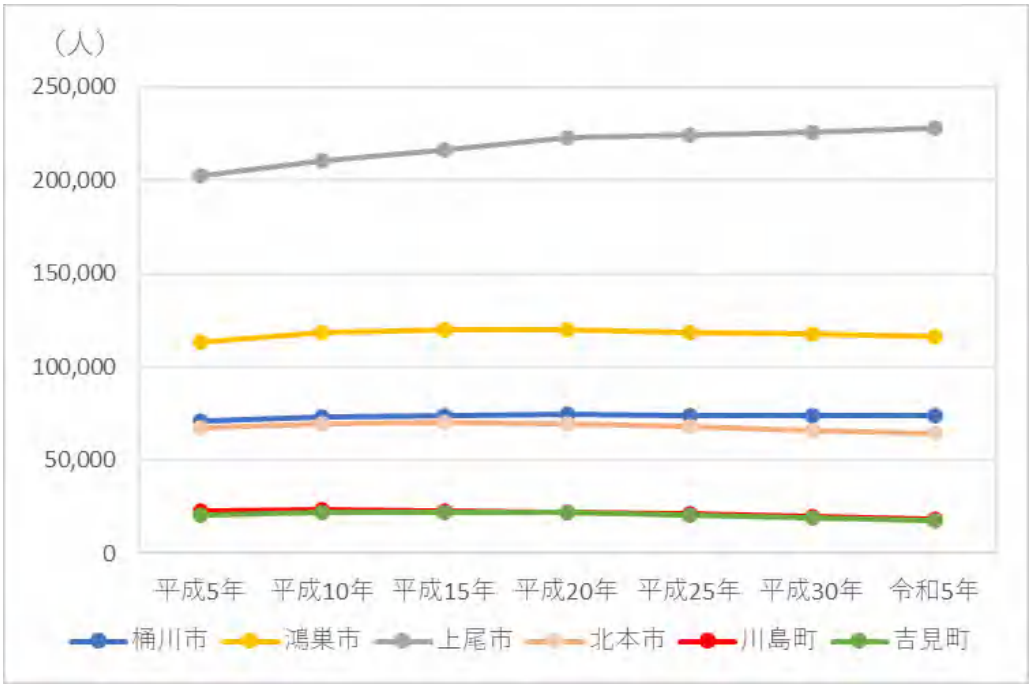

注1）各年4月1日現在
注2）鴻巣市の平成14年以前の値は、合併前の旧吹上町及び旧川里町を含む。
注3）推計人口は、国勢調査人口（確報値）を基に、住民基本台帳人口における自然増減及び社会増減を加減したものである。
資料：「埼玉県推計人口（時系列データ）」（令和8年2月閲覧、埼玉県総務部統計課ホームページ）

図3.1-1　推計人口の推移

2) 産業

関係市町の産業別事業所数及び従業者数は、表 3.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

従業者数の構成比をみると、桶川市では卸売業・小売業の割合が最も高く、次いで運輸業・郵便業、製造業となっている。そのほかの関係市町は、上尾市及び北本市は卸売業・小売業の割合が最も高く、鴻巣市、川島町及び吉見町は製造業の割合が最も高い。

表 3.1-2(1)　関係市町の産業大分類別事業所数及び従業者数（令和 3 年）

部門	大分類	桶川市			鴻巣市			上尾市		
		事業所数	従業者数（人）	構成比（%）	事業所数	従業者数（人）	構成比（%）	事業所数	従業者数（人）	構成比（%）
農林漁業	農業、林業	1	28	0.1	33	353	1.0	11	187	0.3
	漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
非農林漁業（公務を除く）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	240	1,378	5.4	325	1,519	4.5	602	4,158	5.7
	製造業	162	3,870	15.1	275	6,807	20.1	450	10,396	14.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	51	0.2	3	43	0.1	5	137	0.2
	情報通信業	16	123	0.5	27	192	0.6	50	381	0.5
	運輸業、郵便業	79	4,473	17.4	71	1,645	4.8	142	4,325	6.0
	卸売業、小売業	499	5,060	19.7	771	6,691	19.8	1,330	16,147	22.2
	金融業、保険業	33	449	1.7	39	443	1.3	63	896	1.2
	不動産業、物品賃貸業	182	554	2.2	218	674	2.0	551	1,963	2.7
	学術研究、専門・技術サービス業	84	318	1.2	112	411	1.2	278	1,953	2.7
	宿泊業、飲食サービス業	216	1,619	6.3	287	2,155	6.4	638	5,436	7.5
	生活関連サービス業、娯楽業	240	887	3.5	362	1,446	4.3	602	3,334	4.6
	教育、学習支援業	128	1,290	5.0	174	2,120	6.3	360	4,606	6.3
	医療、福祉	218	3,480	13.6	383	5,842	17.2	659	12,910	17.8
	複合サービス事業	8	66	0.3	18	335	1.0	22	189	0.3
	サービス業(他に分類されないもの)	119	1,474	5.7	204	1,827	5.4	359	3,639	5.0
公務（他に分類されるものを除く）		8	536	2.1	26	1,349	4.0	29	1,990	2.7
総　　数		2,236	25,656	100.0	3,328	33,852	100.0	6,151	72,647	100.0

※　総務省・経済産業省　「経済センサス-活動調査」(6月1日現在)

注1) 農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

注2) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)を適用している。

注3) 構成比は、就業者数の構成比である。

注4) 表中の「－」は皆無又は該当なしを示す。

資料：「第72回埼玉県統計年鑑（令和7年)」(令和8年2月閲覧、埼玉県総務部統計課ホームページ)

表 3.1-2(2)　関係市町の産業大分類別事業所数及び従業者数（令和 3 年）

部門	大分類	北本市			川島町			吉見町		
		事業所数	従業者数（人）	構成比（%）	事業所数	従業者数（人）	構成比（%）	事業所数	従業者数（人）	構成比（%）
農林漁業	農業、林業	4	42	0.2	7	44	0.3	9	63	0.8
	漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
非農林漁業（公務を除く）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	202	1,143	5.7	143	590	4.6	127	476	5.8
	製造業	148	3,191	15.9	178	5,201	40.2	92	2,851	34.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	51	0.3	1	9	0.1	4	36	0.4
	情報通信業	13	35	0.2	5	133	1.0	3	3	0.0
	運輸業、郵便業	33	639	3.2	57	1,826	14.1	27	686	8.3
	卸売業、小売業	454	4,761	23.7	149	1,419	11.0	109	1,498	18.2
	金融業、保険業	26	350	1.7	3	32	0.3	4	14	0.2
	不動産業、物品賃貸業	136	486	2.4	28	164	1.3	14	49	0.6
	学術研究、専門・技術サービス業	73	292	1.4	20	80	0.6	18	180	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	200	2,061	10.3	69	457	3.5	51	292	3.5
	生活関連サービス業、娯楽業	205	1,003	5.0	44	127	1.0	40	198	2.4
	教育、学習支援業	104	899	4.5	25	399	3.1	19	214	2.6
	医療、福祉	210	3,686	18.3	41	840	6.5	43	986	12.0
	複合サービス事業	8	66	0.3	7	63	0.5	8	55	0.7
	サービス業(他に分類されないもの)	97	912	4.5	82	1,321	10.2	52	444	5.4
公務（他に分類されるものを除く）		13	484	2.4	7	219	1.7	9	177	2.2
総　　数		1,928	20,101	100.0	866	12,924	100.0	629	8,222	100.0

※　総務省・経済産業省　「経済センサス-活動調査」(6月1日現在)

注1）農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。
　　また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

注2）産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)を適用している。

注3）構成比は、就業者数の構成比である。

注4）表中の「－」は皆無又は該当なしを示す。

資料：「第72回埼玉県統計年鑑（令和7年)」(令和8年2月閲覧、埼玉県総務部統計課ホームページ)

(2) 土地利用の状況

1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 3.1-3 に示すとおりである。

桶川市の地目別土地利用面積は宅地が最も多く、全体の 44.6%を占めている。次いで、畑が 32.3%、雑種地が 11.5%となっている。その他の関係市町は、上尾市及び北本市では宅地、鴻巣市、川島町及び吉見町では田の割合が最も多くなっている。

表 3.1-3　地目別土地利用面積（令和 7 年）

地目 / 市町	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
桶川市	面積　(ha)	133.7	582.6	806.4	3.3	61.1	－	10.1	208.3
	構成比 (%)	7.4	32.3	44.6	0.2	3.4	－	0.6	11.5
鴻巣市	面積　(ha)	1,704.1	1,467.0	1,568.9	4.0	23.6	－	18.1	384.3
	構成比 (%)	32.9	28.3	30.3	0.1	0.5	－	0.2	7.7
上尾市	面積　(ha)	59.6	710.7	1,988.4	0.5	116.4	－	9.0	859.4
	構成比 (%)	1.6	19.0	53.1	0.0	3.1	－	0.2	23.0
北本市	面積　(ha)	58.5	481.6	872.2	0.0	66.8	－	1.4	128.1
	構成比 (%)	3.6	29.9	54.2	0.0	4.2	－	0.1	8.0
川島町	面積　(ha)	1,419.1	829.6	562.3	8.3	15.2	－	26.0	112.3
	構成比 (%)	47.7	27.9	18.9	0.3	0.5	－	0.9	3.8
吉見町	面積　(ha)	927.2	819.0	488.1	4.8	173.3	－	54.1	177.7
	構成比 (%)	35.1	31.0	18.5	0.2	6.6	－	2.0	6.6

注1)この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。
「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。
墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉等は、本表には含まれない。
注2)表中の「－」は皆無又は該当なしを示す。
注3)令和7年1月1日現在
資料：「第72回埼玉県統計年鑑（令和7年)」令和8年2月閲覧、埼玉県総務部統計課ホームページ)

2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺の土地利用基本計画図は、図 3.1-2 に示すとおりである。

計画地は、全域が市街化調整区域及び農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、東側を除きおおむね市街化調整区域、農用地区域が広がっており、一部に森林地域が点在している。

計画地及び周辺の都市計画図は、図 3.1-3 に示すとおりである。

計画地では、用途地域は指定されていない。

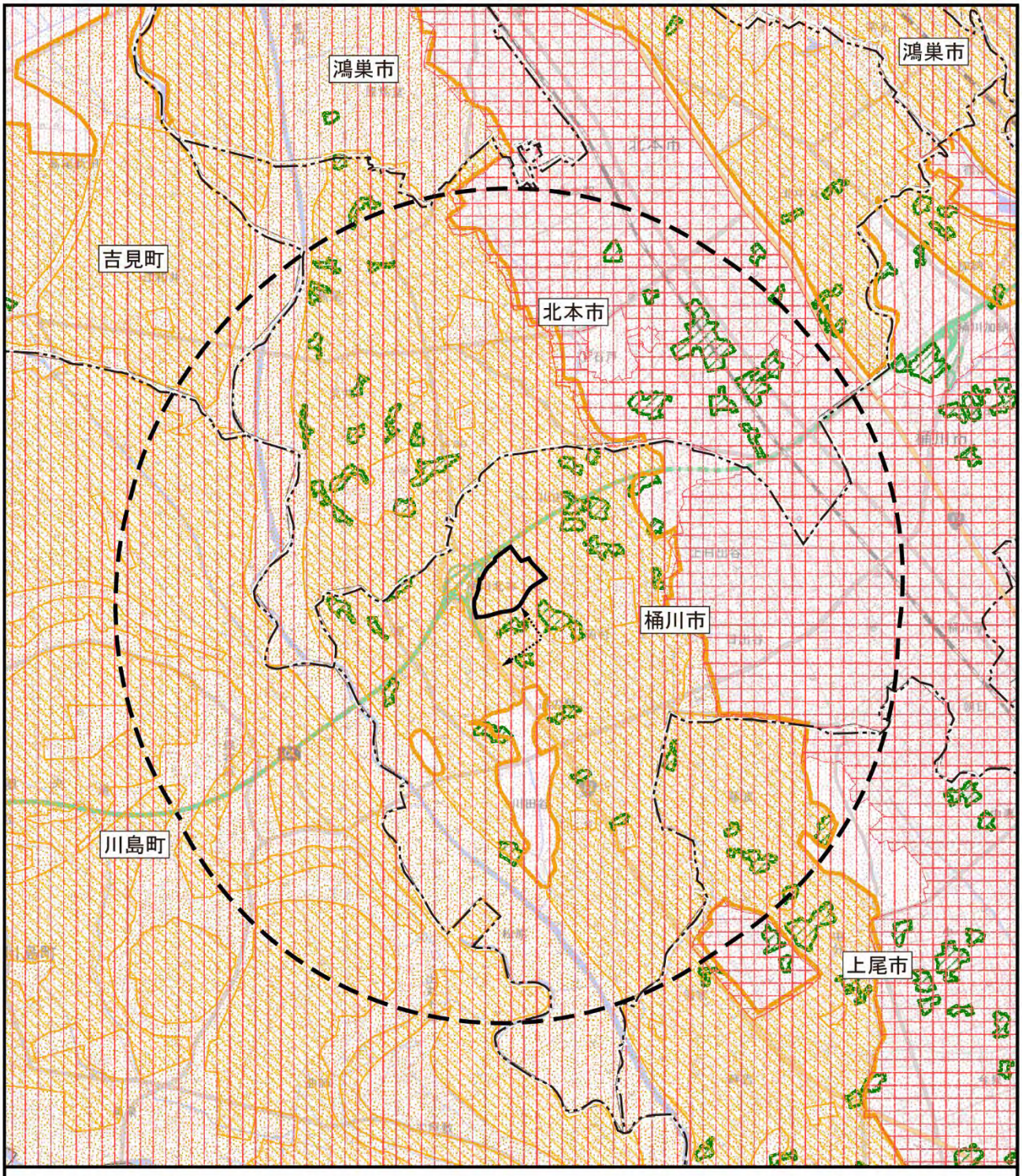

凡　例

計画地

アクセス道路

市町界

計画地及び
アクセス道路の
境界から3km

：都市地域

：市街化区域

：市街化調整区域

：その他の用途地域

：農業地域

：農用地区域

：森林地域

：地域森林計画対象民有林

資料：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
（令和8年2月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 3.1-2　土地利用基本計画図

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

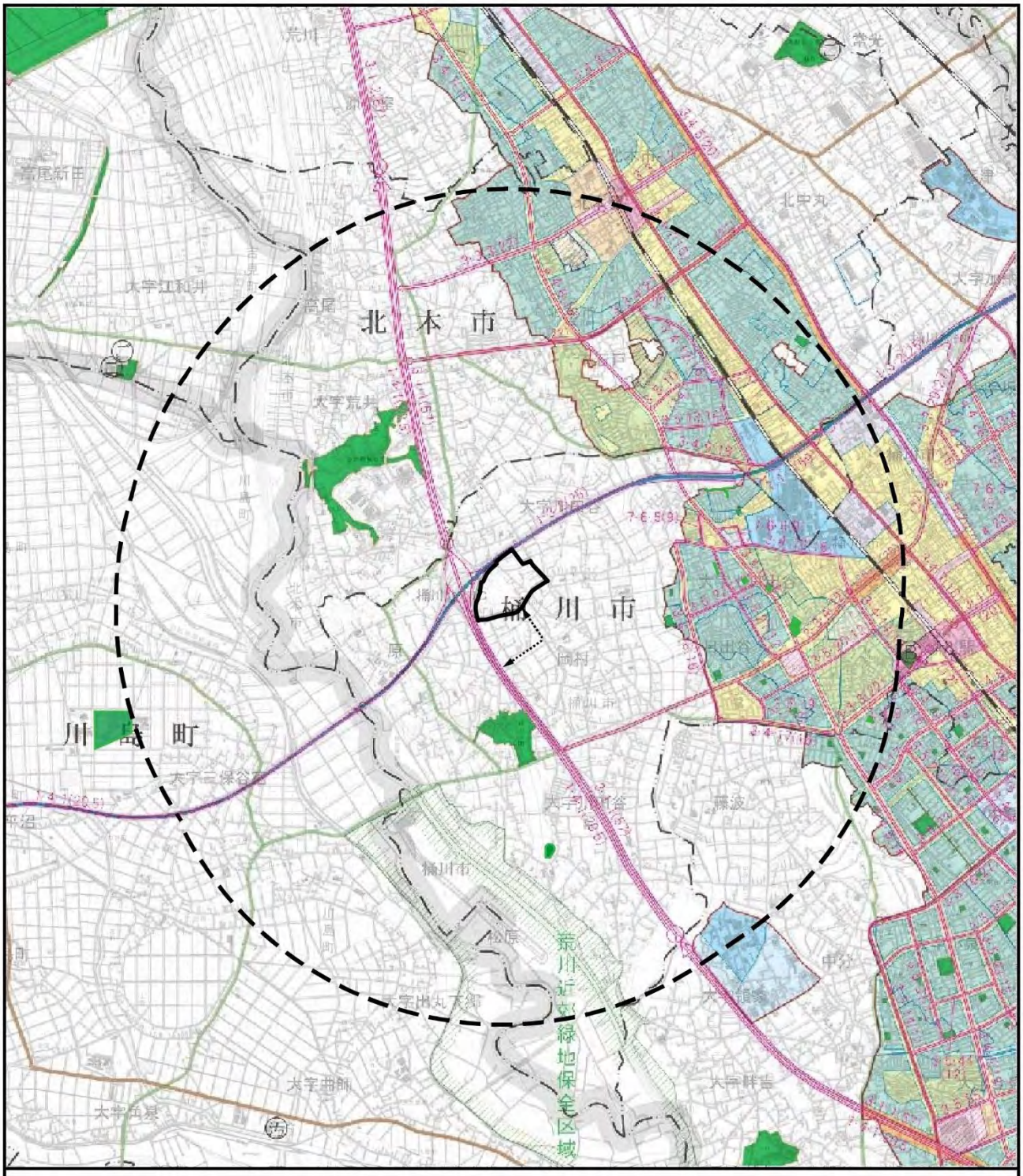
北本市
桶川市
川島町
荒川近郊緑地保全区域
凡　例
計画地
計画地及びアクセス道路の境界から3km
アクセス道路
市町界
都市計画区域界
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
地区計画等区域
準防火地域
都市計画公園・緑地
都市計画道路
都市計画河川
ごみ焼却場等
汚物処理場
高速自動車道等
一般国道
主要地方道
一般県道
資料：「埼玉県都市計画図(2-1)」
（令和２年３月、
埼玉県都市整備部都市計画課）
「桶川市都市計画図」
（令和６年３月、桶川市）
「川島町管内図」
（令和２年３月修正、川島町）
1：50，000
0　500　1000　1500m
N

図 3.1-3　都市計画図

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 河川及び湖沼の分布

計画地及び周辺の河川の分布状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。

計画地及び周辺には、計画地の西側を一級河川荒川が南北に、東側を一級河川江川が南北に流れている。江川は、計画地の南で荒川に合流する。また、計画地内から南東方向には石川川が流れており、計画地の南で荒川に合流している。

また、止水域としては、城山公園、北本自然観察公園、荒川沿い及び江川沿い等に池や沼が存在している。

2) 上水道

関係市町の上水道の状況は、表 3.1-4 に示すとおりである。

計画地が位置する桶川市の上水普及率は、99.7%である。

表 3.1-4　上水道の状況（令和 6 年度）

市町	行政区域内 総人口(A)[注1)] (人)	計画給水 人口(B) (人)	現在給水 人口(C) (人)	上水普及率 (C)/(A) (%)
桶川市	73,874	74,200	73,687	99.7
鴻巣市	116,386	122,234	116,312	99.9[注2)]
上尾市	227,819	230,000	227,136	99.7
北本市	64,555	69,900	64,327	99.6
川島町	18,416	29,100	18,773	101.9
吉見町	17,300	30,000	17,300	100.0

注1)行政区域内総人口は、令和2年国勢調査に基づく令和6年4月1日現在の推計人口である。
注2)専用水道（自己水源のみによるもの）を含めた水道普及率は100.8%である。なお、桶川市、上尾市、北本市、川島町、吉見町の水道普及率は上水普及率と同値である。
資料：「埼玉県の水道　令和6年度版（令和5年度水道統計調査資料）」（令和8年2月閲覧、埼玉県保健医療部生活衛生課ホームページ）

3) 農業用水

「桶川市史　第 1 巻　通史編」（平成 2 年 3 月、桶川市）によると、計画地及び周辺においては、農業用水として江川をはじめとする荒川の支流の水や地下水揚水を利用している。

4) 内水面漁業

計画地及び周辺における内水面漁業の内容は、表 3.1-5 に示すとおりである。

計画地及び周辺に流れている荒川、市野川、江川等には漁業権が設定されている。なお、石川川には漁業権は設定されておらず、計画地内にも漁業権の設定はない。

表 3.1-5　漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚　種
荒川、鴨川、江川、市野川、旧荒川（上池、中池、下池）、旧荒川	共第 2 号	武蔵漁業協同組合、 埼玉南部漁業協同組合	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず

資料：「埼玉の水産／埼玉県共第2号第五種共同漁業権漁場総括表」（令和8年2月閲覧、埼玉県農林部生産振興課ホームページ）

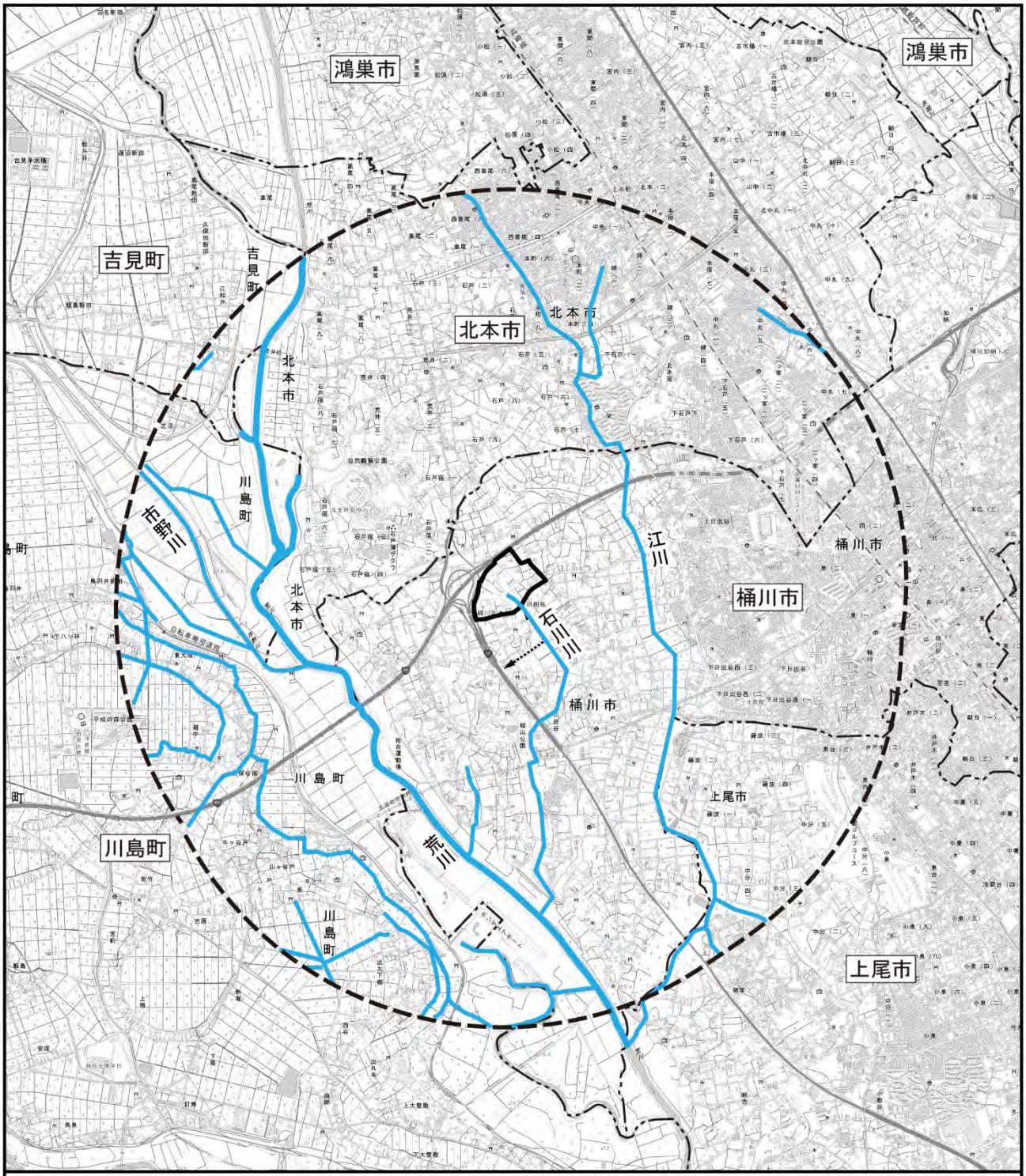

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- 河川

備考 ： 名称を記載した河川は、以下の資料にあるもの。

資料 ： 「北本県土整備事務所　管内図」（令和元年10月、北本県土整備事務所）
「東松山県土整備事務所管内図」（令和6年11月、東松山県土整備事務所）
「第二次桶川市都市計画マスタープラン」（令和7年3月策定、桶川市）
「国土数値情報　河川データ 2008年度（平成20年度）：関東地方」
（令和8年2月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 3.1-4　河川の分布状況

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

5) 地下水の利用状況

関係市町の地下水採取量の推移は、表 3.1-6 に示すとおりである。

桶川市の用途別の地下水採取量は、水道用がなく、農業用が最も多くなっている。なお、鴻巣市、上尾市、北本市及び川島町における地下水の用途は、水道用が最も多く、吉見町では工業用が最も多い。

表 3.1-6　地下水採取量の推移

単位：m^3/日

市町	用途	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
桶川市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	104.6	93.1	82.9	95.4	92.1
	工業用	763.9	1,002.2	1,122.1	919.1	947.1
	農業用	0.0	0.0	10.1	4,176.7	1,139.8
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	399.7	375.7	394.6	403.1	379.1
	計	1,268.2	1,471.0	1,609.7	5,594.3	2,558.1
鴻巣市	水道用	12,496.0	12,097.8	11,176.4	10402.0	9,621.2
	建築物用	20.0	38.5	39.5	29.3	57.5
	工業用	2,492.8	1,952.6	1,814.5	1787.9	1,854.0
	農業用	1,914.9	2,215.9	1,521.3	1,346.0	1,609.5
	水産業	0.0	90.0	85.6	47.9	0.0
	非常災害	1.7	17.8	26.9	34.5	40.7
	その他	46.6	824.0	788.2	880.1	593.5
	計	16,972.0	17,236.6	15,452.4	14,527.7	13,776.4
上尾市	水道用	15,410.9	16,394.7	16,363.3	15,654.1	15,613.9
	建築物用	374.1	462.2	751.1	551.9	602.3
	工業用	5,671.3	5,977.7	6,471.7	5,839.6	4,978.5
	農業用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	232.4	288.7	246.0	248.4	274.8
	その他	2,143.3	1,521.4	1,148.1	684.1	353.6
	計	23,832.0	24,644.7	24,980.2	22,978.1	21,823.2
北本市	水道用	5,947.0	7,107.1	6,749.9	6,524.8	6,278.9
	建築物用	41.4	38.4	48.8	37.2	77.0
	工業用	325.2	288.7	239.9	276.1	307.0
	農業用	522.2	719.0	354.9	369.6	291.9
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	0.6	0.7	0.6	0.0	0.6
	その他	0.0	22.5	47.0	29.6	29.5
	計	6,836.4	8,176.4	7,441.1	7,237.3	6,984.9
川島町	水道用	3,588.5	3,705.1	3,737.1	3,888.5	3,979.5
	建築物用	57.3	60.4	147.0	65.9	68.6
	工業用	294.1	297.1	419.9	323.7	234.5
	農業用	8.5	5.0	27.8	11.7	13.6
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	1.4	1.1	1.1	1.0	0.0
	その他	24.5	18.8	69.1	32.6	29.1
	計	3,974.3	4,087.5	4,402.0	4,323.4	4,325.3
吉見町	水道用	0.8	0.0	0.0	0.0	27.6
	建築物用	49.5	0.4	0.5	0.3	0.0
	工業用	82.9	100.0	108.8	109.1	112.7
	農業用	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2
	計	133.4	100.7	109.7	109.8	140.6

資料：「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和5年観測成果）」（令和7年1月、埼玉県）

(4) 交通の状況

1) 主要交通網

計画地及び周辺における交通網の状況は、図 3.1-5 に示すとおりである。

計画地及び周辺では、計画地の北側に隣接して圏央道が東西に、計画地の西側に隣接して上尾道路が南北に通っており、圏央道と上尾道路との交差部には、圏央道の桶川北本 IC が設置されている。

このほか、計画地の西側には県道さいたま鴻巣線が、南側には県道川越栗橋線が通っている。

2) 道路交通量

計画地及び周辺の自動車交通量は表 3.1-7(1)～(2)に、自動車交通量調査区間は図 3.1-6 に示すとおりである。

交通量が最も多いのは計画地北側の圏央道であり、昼間 12 時間自動車交通量が合計 43,882 台である。計画地西側の上尾道路は、11,270 台である。

表 3.1-7(1)　自動車交通量（令和 3 年）

番号	道路名[注1)] [道路種別,路線番号]	調査区間		昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
		起点側	終点側	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	上尾道路 [3,17]	県道川越栗橋線	－	8,921	2,349	11,270	11,733	2,963	14,696
2		－	圏央道	8,921	2,349	11,270	11,733	2,963	14,696
3		圏央道	県道さいたま鴻巣線	8,921	2,349	11,270	11,733	2,963	14,696
4		県道さいたま鴻巣線	県道さいたま鴻巣線	8,921	2,349	11,270	11,733	2,963	14,696
5		上尾市・桶川市境	県道川越栗橋線	8,935	1,937	10,872	11,666	2,459	14,125
6	圏央道 [3,468]	上尾道路	桶川市・北本市境	22,589	18,927	41,516	28,459	30,942	59,401
7		桶川市・北本市境	－	22,589	18,927	41,516	28,459	30,942	59,401
8		国道 254 号川島 IC	川島町・桶川市境	24,807	19,075	43,882	31,187	31,233	62,420
9		川島町・桶川市境	上尾道路	24,807	19,075	43,882	31,187	31,233	62,420
10	県道川越栗橋線 [4,12]	県道平沼中老袋線	県道日高川島線	*9,617*	*3,138*	*12,755*	*13,509*	*4,093*	*17,602*
11		県道日高川島線	川島町・桶川市境	*9,617*	*3,138*	*12,755*	*13,509*	*4,093*	*17,602*
12		川島町・桶川市境	県道さいたま鴻巣線	*9,617*	*3,138*	*12,755*	*13,509*	*4,093*	*17,602*

注1)道路種別は下記のコード番号で整理した。
1：高速自動車国道、2：都市高速道路、3：一般国道、4：主要地方道（都道府県道）、5：主要地方道（指定市市道）、6：一般都道府県道、7：指定市の一般市道

注2)*斜体*で示した交通量は推定値。

資料：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（令和8年2月閲覧、国土交通省ホームページ）

表 3.1-7(2)　自動車交通量（令和 3 年）

番号	道路名[注1)] [道路種別,路線番号]	調査区間		昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
		起点側	終点側	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
13	県道川越栗橋線 [4,12]	県道さいたま鴻巣線	上尾道路	*9,617*	*3,138*	*12,755*	*13,509*	*4,093*	*17,602*
14		上尾道路	県道さいたま鴻巣線	*16,243*	*4,770*	*21,013*	*22,519*	*6,479*	*28,998*
15		県道さいたま鴻巣線	県道鴻巣桶川さいたま線	*16,243*	*4,770*	*21,013*	*22,519*	*6,479*	*28,998*
16	県道東松山桶川線 [4,33]	県道鴻巣川島線	吉見町・北本市境	8,939	2,018	10,957	11,725	2,629	14,354
17		吉見町・北本市境	県道さいたま鴻巣線	8,939	2,018	10,957	11,725	2,629	14,354
18		県道さいたま鴻巣線	県道下石戸上菖蒲線	8,939	2,018	10,957	11,725	2,629	14,354
19		県道下石戸上菖蒲線	県道鴻巣桶川さいたま線	7,755	855	8,610	9,944	1,335	11,279
20		県道鴻巣桶川さいたま線	国道 17 号	7,755	855	8,610	9,944	1,335	11,279
21	県道さいたま鴻巣線 [4,57]	県道上尾環状線	上尾市・桶川市境	*8,283*	*750*	*9,033*	*10,573*	*1,260*	*11,833*
22		上尾市・桶川市境	桶川市・上尾市境	*8,283*	*750*	*9,033*	*10,573*	*1,260*	*11,833*
23		桶川市・上尾市境	上尾市・桶川市境	*8,283*	*750*	*9,033*	*10,573*	*1,260*	*11,833*
24		上尾市・桶川市境	県道川越栗橋線	*8,283*	*750*	*9,033*	*10,573*	*1,260*	*11,833*
25		県道川越栗橋線	上尾道路	*3,019*	*516*	*3,535*	*3,751*	*632*	*4,383*
26		上尾道路	県道東松山桶川線	*3,019*	*516*	*3,535*	*3,751*	*632*	*4,383*
27		県道東松山桶川線	北本市・鴻巣市境	2,704	412	3,116	3,395	531	3,926
28	県道日高川島線 [6,74]	県道鴻巣川島線	県道川越栗橋線	*4,772*	*701*	*5,473*	*6,048*	*957*	*7,005*
29	県道鴻巣桶川さいたま線 [6,164]	県道北本停車場線	県道下石戸上菖蒲線	*8,017*	*387*	*8,404*	*10,158*	*851*	*11,009*
30		県道下石戸上菖蒲線	県道東松山桶川線	9,705	555	10,260	12,454	1,192	13,646
31		県道東松山桶川線	北本市・桶川市境	9,705	555	10,260	12,454	1,192	13,646
32		北本市・桶川市境	県道川越栗橋線	9,705	555	10,260	12,454	1,192	13,646
33	県道下石戸上菖蒲線 [6,312]	県道東松山桶川線	県道鴻巣桶川さいたま線	*11,937*	*2,024*	*13,961*	*15,749*	*2,959*	*18,708*
34		県道鴻巣桶川さいたま線	国道 17 号	*11,937*	*2,024*	*13,961*	*15,749*	*2,959*	*18,708*

注1)道路種別は下記のコード番号で整理した。
1：高速自動車国道、2：都市高速道路、3：一般国道、4：主要地方道（都道府県道）、5：主要地方道（指定市市道）、6：一般都道府県道、7：指定市の一般市道

注2)*斜体*で示した交通量は推定値。

資料：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（令和8年2月閲覧、国土交通省ホームページ）

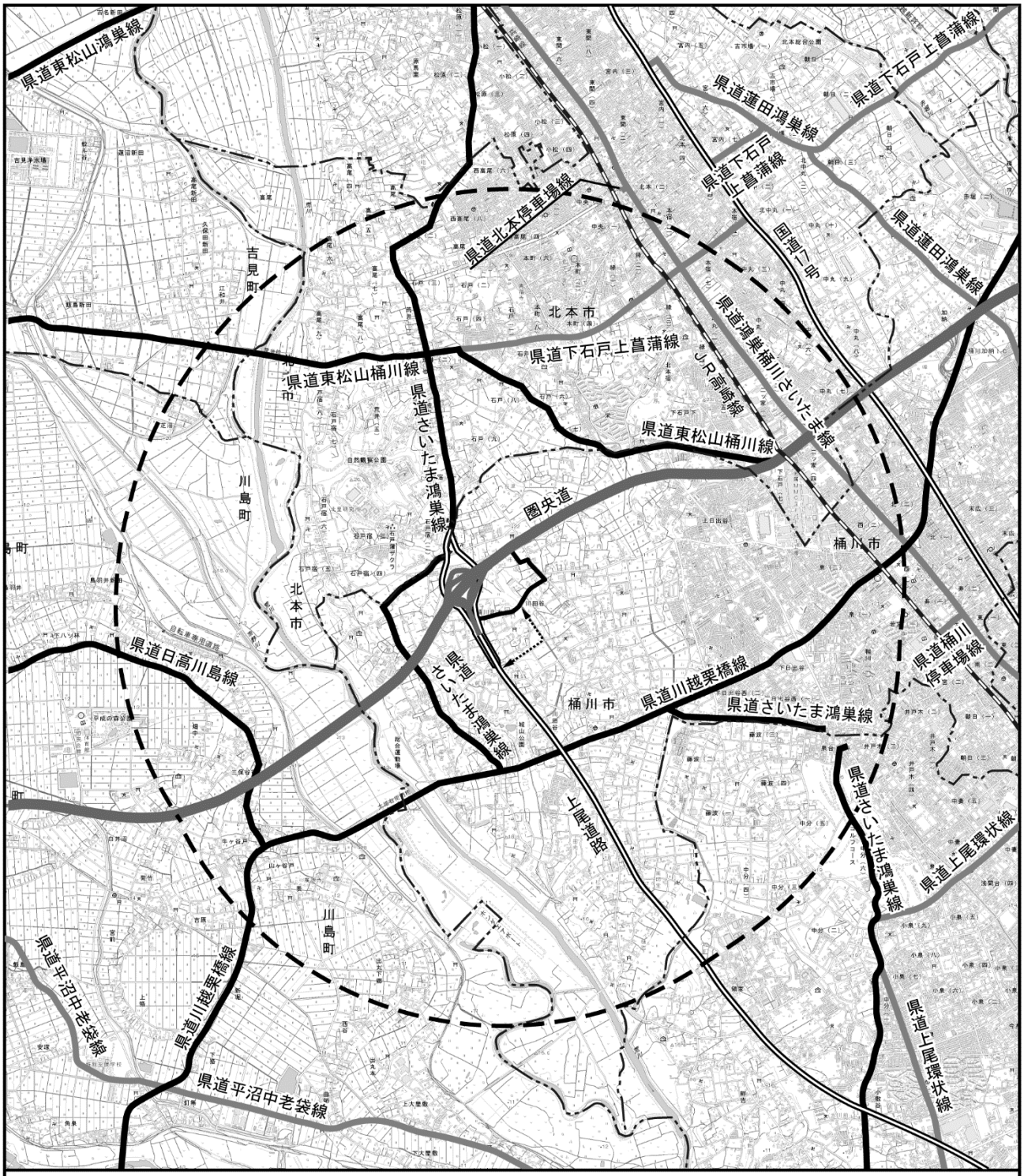

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- 高規格幹線道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- ＪＲ線

図 3.1-5　交通網図

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

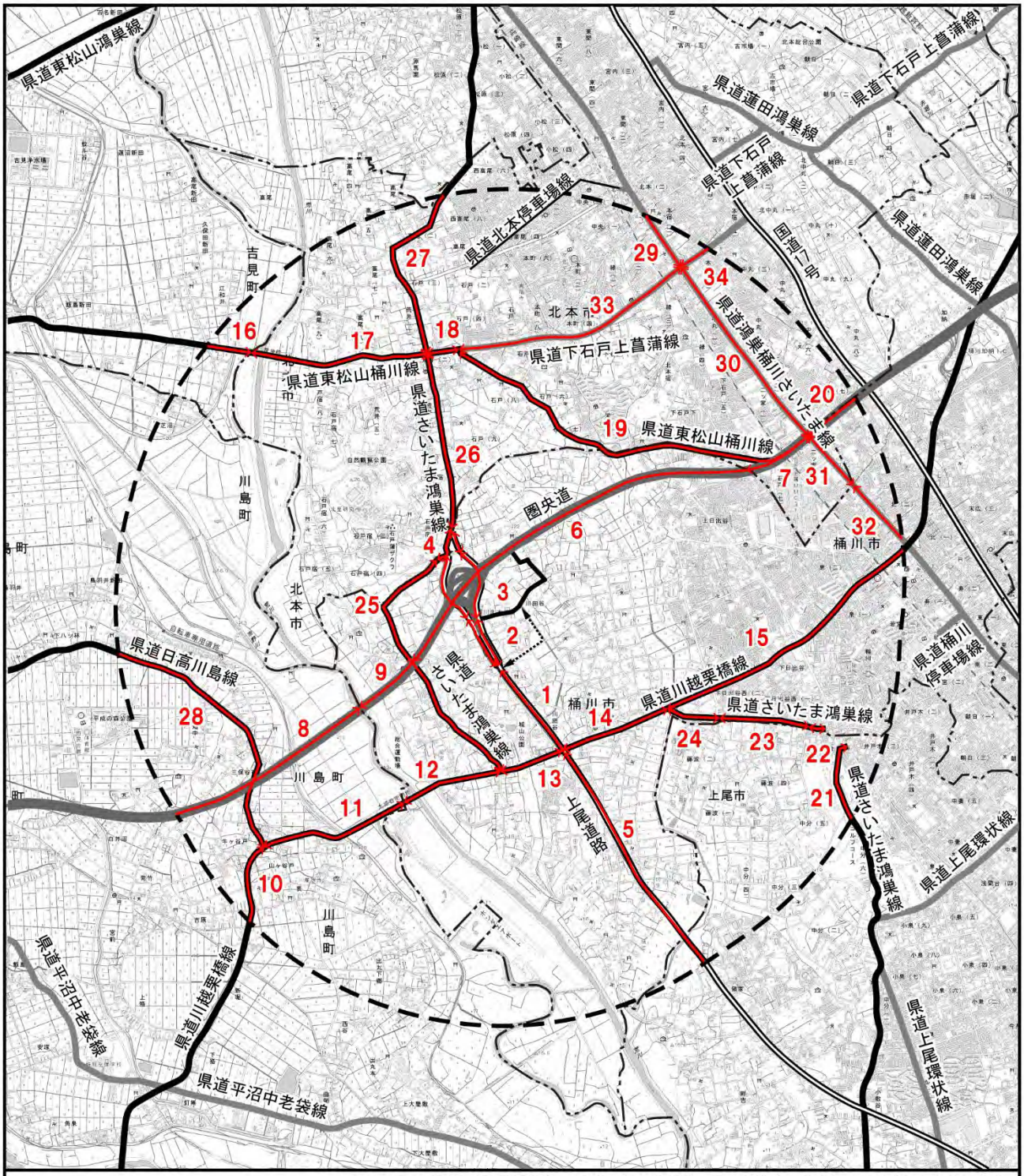

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- 自動車交通量調査区間
- 高規格幹線道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

図 3.1-6　交通量調査区間

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画地及び周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 3.1-8～表 3.1-10 及び図 3.1-7～図 3.1-9 に示すとおりである。

計画地から最も近い施設としては、教育系では計画地の南東側約 400m に「桶川市立川田谷小学校」、福祉系では計画地の南側約 100m に「いなほ保育園」、医療系では計画地の東側約 400m に「医療法人孝仁会 鈴木内科医院」がある。

表 3.1-8　環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育・文化）

番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	愛宕幼稚園	桶川市上日出谷南 1-24-12
2		カオル幼稚園	上尾市藤波 4-125
3	認定こども園	幼稚園型認定こども園北本中央幼稚園	北本市下石戸 1-449
4		幼稚園型認定こども園いしと幼稚園	北本市荒井 3-57
5		幼稚園型認定こども園せきね幼稚園	北本市本町 5-34
6		幼保連携型認定こども園ひだまり	桶川市川田谷 3821-3
7		幼保連携型認定こども園桶川ときわこども園	桶川市鴨川 1-1-43
8		幼保連携型認定こども園みなみ絵本のこども園	北本市本町 4-43
9		幼保連携型認定こども園北本東スマイルこども園	北本市二ツ家 3-28
10	小学校	桶川市立川田谷小学校	桶川市川田谷 4213
11		桶川市立桶川小学校	桶川市西 1-4-27
12		桶川市立桶川西小学校	桶川市下日出谷 836-1
13		桶川市立日出谷小学校	桶川市上日出谷 885
14		北本市立南小学校	北本市緑 3-387
15		北本市立西小学校	北本市本町 7-3
16		北本市立石戸小学校	北本市荒井 2-320
17	中学校	桶川市立桶川西中学校	桶川市川田谷 3680-1
18		桶川市立桶川中学校	桶川市泉 1-5-10
19		北本市立北本中学校	北本市本町 1-1-1
20		北本市立西中学校	北本市石戸 9-210
21	高等学校	埼玉県立桶川西高等学校	桶川市川田谷 1531-2
22	専門学校	北里大学看護専門学校	北本市荒井 6-102
23	学習センター	埼玉県自然学習センター	北本市荒井 5-200
24	博物館及び類似施設	桶川飛行学校平和祈念館	桶川市川田谷 2335-16
25		桶川市歴史民俗資料館	桶川市川田谷 4405-4
26		遠山記念館	比企郡川島町白井沼 675

資料：「令和7年度埼玉県学校便覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県教育局総務課ホームページ）
「埼玉県の私立学校一覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県総務部学事課ホームページ）
「施設一覧」（令和8年2月閲覧、桶川市総務部自治振興課ホームページ）
「観光ガイドマップ」（令和3年11月、川島町農政産業課）
「県の施設」（令和8年2月閲覧、埼玉県ホームページ）

表 3.1-9(1)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

番号	分類	名称	所在地
1	認可保育所	桶川市立鴨川保育所	桶川市下日出谷東 1-3-4
2		桶川市立日出谷保育所	桶川市上日出谷南 3-4-7
3		桶川たんぽぽ保育園	桶川市下日出谷西 1-17-14
4		北本市立中央保育所	北本市栄 1 番地 2
5		北本市立東保育所	北本市本宿 7-80-1
6		高尾保育所	北本市高尾 8-180
7		中丸保育園	北本市二ツ家 2-45
8		みなみの森保育園	北本市緑 3-304
9	小規模保育施設	なのはな保育園	桶川市川田谷 3267
10		さくら保育園	北本市栄 7 番地
11	事業所内保育施設	埼玉ヤクルト保育園 北本もぐもぐ保育ルーム	北本市本町 4-22-2
12	認可外保育施設	いなほ保育園	桶川市川田谷 4593-10
13		オレンジハウス保育園	北本市荒井 6-10
14	児童館	北本市立児童館	北本市本町 1-111
15	特別養護老人ホーム	はにわの里	桶川市川田谷 7141-1
16		ナーシングコート	桶川市川田谷 6238
17		サニーホーム	北本市緑 4-104
18		チェリーヒルズ北本	北本市石戸 5-143-1
19		きたもと寿苑	北本市二ツ家 3-113-3
20		永楽園	比企郡川島町表 147-1
21		ひまわり	比企郡川島町山ヶ谷戸 519-1
22	介護老人保健施設	ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1
23		エルサ上尾	上尾市藤波 3-265-1
24		いこいの家	北本市本町 6-232
25		カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿 5-236
26		平成の森	比企郡川島町畑中 478-1
27	軽費老人ホーム（A 型）	安らぎの里	桶川市川田谷 7141-1
28	有料老人ホーム	トミオ桶川べにばなテラス	桶川市鴨川 1-8-17
29		ふるさとホーム桶川	桶川市上日出谷南 1-40-6
30		さくらの郷泉台	上尾市泉台 3-21-3
31		シルバーハウス井戸木	上尾市井戸木 2-27-1
32		みんなの家・北本中丸	北本市中丸 6-214
33		介護付有料老人ホーム グレース北本	北本市下石戸下 511-1
34		有料老人ホーム サニーライフ北本	北本市中央 1-89-2
35		はーとらいふ北本	北本市荒井 3-253-1
36		シルバーコート中丸	北本市中丸 6-181
37		介護付有料老人ホーム 夢眠きたもと	北本市緑 2-231-3

資料：「認可保育所一覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部こども支援課ホームページ）
「市内埼玉県認可保育所一覧」（令和8年2月閲覧、桶川市福祉部保育課ホームページ）
「ここdeサーチ」（令和8年2月閲覧、独立財団法人福祉医療機構ホームページ）
「児童福祉施設」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部こども支援課ホームページ）
「高齢者施設名簿・情報」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部高齢者福祉課ホームページ）
「障害者福祉施設　指定施設・事業所一覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部障害者支援課ホームページ）
「障害福祉サービス等情報検索」（令和8年2月閲覧、独立行政法人福祉医療機構ホームページ）

表 3.1-9(2)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

番号	分類	名称	所在地
38	児童発達支援センター・デイサービス	桶川市児童発達支援センター いずみの学園	桶川市上日出谷南 1-38-6
39		児童デイサービス太陽 桶川	桶川市下日出谷 928-13
40		特定非営利活動法人 KoKoRo 笑	桶川市下日出谷西 1-32-9
41		わくわくハウス 桶川西校	桶川市若宮 1-6-16
42		アッコルト	上尾市藤波 2-223
43		にこ藤波第二教室	上尾市藤波 3-308-1
44		にこ藤波教室	上尾市藤波 3-307
45		北本市立児童発達支援センター	北本市高尾 1-176
46		こぱんはうすさくら 北本教室	北本市中央 2-95
47	生活介護施設	障害福祉サービス事業所 いずみのの家	桶川市川田谷 5790
48		ふじ学園	上尾市藤波 1-208
49		かしの木園事業所	上尾市藤波 1-209-1
50		大石事業所	上尾市藤波 1-209-2
51		アッコルト	上尾市藤波 2-223
52		北本市総合福祉センター	北本市高尾 1-180
53		北本市立ふれあいの家	北本市緑 4-197
54		くじら雲	北本市石戸 5-287-1
55	就労継続支援施設	就労継続支援 B 型事業所 えがお	桶川市上日出谷南 3-37-1
56		リハスワーク桶川	桶川市川田谷 6087-1

資料：「認可保育所一覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部こども支援課ホームページ）
「市内埼玉県認可保育所一覧」（令和8年2月閲覧、桶川市福祉部保育課ホームページ）
「ここdeサーチ」（令和8年2月閲覧、独立財団法人福祉医療機構ホームページ）
「児童福祉施設」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部こども支援課ホームページ）
「高齢者施設名簿・情報」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部高齢者福祉課ホームページ）
「障害者福祉施設　指定施設・事業所一覧」（令和8年2月閲覧、埼玉県福祉部障害者支援課ホームページ）
「市内の障害者（児）施設」（令和8年2月閲覧、桶川市障害福祉課ホームページ）
「障害福祉サービス等情報検索」（令和8年2月閲覧、独立行政法人福祉医療機構ホームページ）

表 3.1-10(1)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

番号	分類	名称	所在地
1	病院	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
2		医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	比企郡川島町畑中 478-1
3	診療所	桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西 3-3-4
4		医療法人社団慈誠会 ようだ眼科医院	桶川市西 1-5-7
5		原田耳鼻咽喉科医院	桶川市若宮 1-7-19
6		医療法人社団誠尚会 桶川おかもと腎クリニック	桶川市下日出谷東 2-14-11
7		上日出谷楢原整形外科	桶川市上日出谷南 3-2-7
8		栗原クリニック	桶川市鴨川 2-8-4
9		医療法人社団愛友会 桶川腎クリニック	桶川市上日出谷 644-1
10		医療法人社団彩虹会 ベニバナ眼科クリニック	桶川市下日出谷東 2-15-1
11		医療法人社団斗花会 ベニバナファミリークリニック	桶川市下日出谷 954-5
12		医療法人孝仁会 鈴木内科医院	桶川市川田谷 5828-1
13		岡田整形外科	桶川市北 2-2-1
14		渡辺医院	桶川市若宮 1-6-39
15		医療法人社団徳治会 川田谷クリニック	桶川市川田谷 3560-2
16		上尾ふじなみ診療所	上尾市藤波 3-303-2
17		かわかみこどもクリニック	上尾市藤波 3-188
18		北本共済医院	北本市下石戸下 511-1
19		医療法人社団群羊会 南福音診療所	北本市緑 4-148
20		医療法人社団香心会 二ツ家整形外科	北本市二ツ家 2-107
21		林田内科医院	北本市本宿 7-67-3
21		遠井クリニック	北本市北本 1-143
23		医療法人社団二柚会 大友外科整形外科	北本市本町 6-284
24		山田医院	北本市緑 3-289
25		医療法人深井小児科内科医院	北本市荒井 1-95
26		医療法人共立医療会 きたもと内科クリニック	北本市中丸 5-23-1
27		医療法人社団群羊会 福音診療所	北本市緑 4-154
28		山崎医院	北本市西高尾 5-233
29		医療法人北寿会 北本中央クリニック	北本市本町 6-232
30		myCLINIC	北本市石戸 5-158-1
31		青木クリニック	北本市中央 2-59
32		医療法人社団肇医会 高橋皮膚科医院	北本市二ツ家 3-5-2
33		いなぎ ent クリニック	北本市本町 4-20-1
34		けやきクリニック	北本市中央 2-89
35		吉田医院	北本市中央 1-70
36		北本駅前こころのクリニック	北本市中央 2-78
37		さとうクリニック	北本市二ツ家 1-374

資料：「医療情報ネット（ナビイ）」（令和8年2月閲覧、埼玉県保健医療部ホームページ）
「医療機関ガイド」（令和8年2月閲覧、一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会ホームページ）
「医療機関一覧」（令和8年2月閲覧、一般社団法人上尾市医師会ホームページ）
「地域医療情報システム」（令和8年2月閲覧、日本医師会ホームページ）

表 3.1-10(2)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

番号	分類	名称	所在地
38	歯科医院	野本歯科医院	桶川市若宮 1-7-3
39		岡本歯科医院	桶川市鴨川 1-21-7
40		うらべ歯科医院	桶川市下日出谷 848-5
41		リリィデンタルクリニック	桶川市泉 1-12-11
42		いのうえ歯科クリニック	桶川市泉 1-7-22
43		くろさわ歯科ベニバナウォーク桶川医院	桶川市下日出谷東 2-15-1
44		ゆずり葉歯科	桶川市下日出谷東 2-14-2
45		日出谷歯科医院	桶川市下日出谷 967-14
46		やなぎはら歯科医院	桶川市下日出谷西 2-1-5
47		医療法人康寧会 立川歯科医院桶川診療所	桶川市西 2-9-37
48		たかだ歯科医院	桶川市泉 1-1-7
49		むらかみ歯科医院	桶川市泉 2-14-40
50		ようだ歯科クリニック	桶川市西 1-1-6
51		のざき歯科	桶川市上日出谷南 1-20-3
52		ぽんぽここどもおとな歯科	桶川市上日出谷 741-2
53		たかはし歯科クリニック北本	北本市二ツ家 2-40
54		医療法人恵仁会 関根歯科医院	北本市本町 3-84
55		医療法人社団友愛会 友愛歯科クリニック	北本市中央 1-63
56		医療法人社団惠安会 ミナミ歯科医院	北本市北本宿 157-9
57		島田歯科医院	北本市本町 6-116
58		医療法人社団 竹間歯科医院	北本市西高尾 1-272-1
59		北本みなみ歯科医院	北本市二ツ家 4-88-1
60		イノデンタルクリニック	北本市荒井 3-371
61		西村歯科医院	北本市西高尾 5-57-5
62		ひろ歯科医院	北本市高尾 1-71-3
63		もとき歯科医院	北本市下石戸 1-428
64		とも歯科医院	北本市二ツ家 3-115
65		岡野歯科医院	北本市本宿 7-172
66		こころっと歯科医院	北本市北本宿 155-3
67		そよ風歯科	比企郡川島町牛ヶ谷戸 67-2

資料：「医療情報ネット（ナビイ）」（令和8年2月閲覧、埼玉県保健医療部ホームページ）
「医療機関ガイド」（令和8年2月閲覧、一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会ホームページ）
「医療機関一覧」（令和8年2月閲覧、一般社団法人上尾市医師会ホームページ）
「地域医療情報システム」（令和8年2月閲覧、日本医師会ホームページ）

2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 3.1-3 に示したとおりである。計画地及び周辺においては、東側を南北に通る JR 高崎線に沿って第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等に指定された地域が広がっており、主に低層の住宅が分布している。また、市街化調整区域には農村集落等が点在している。

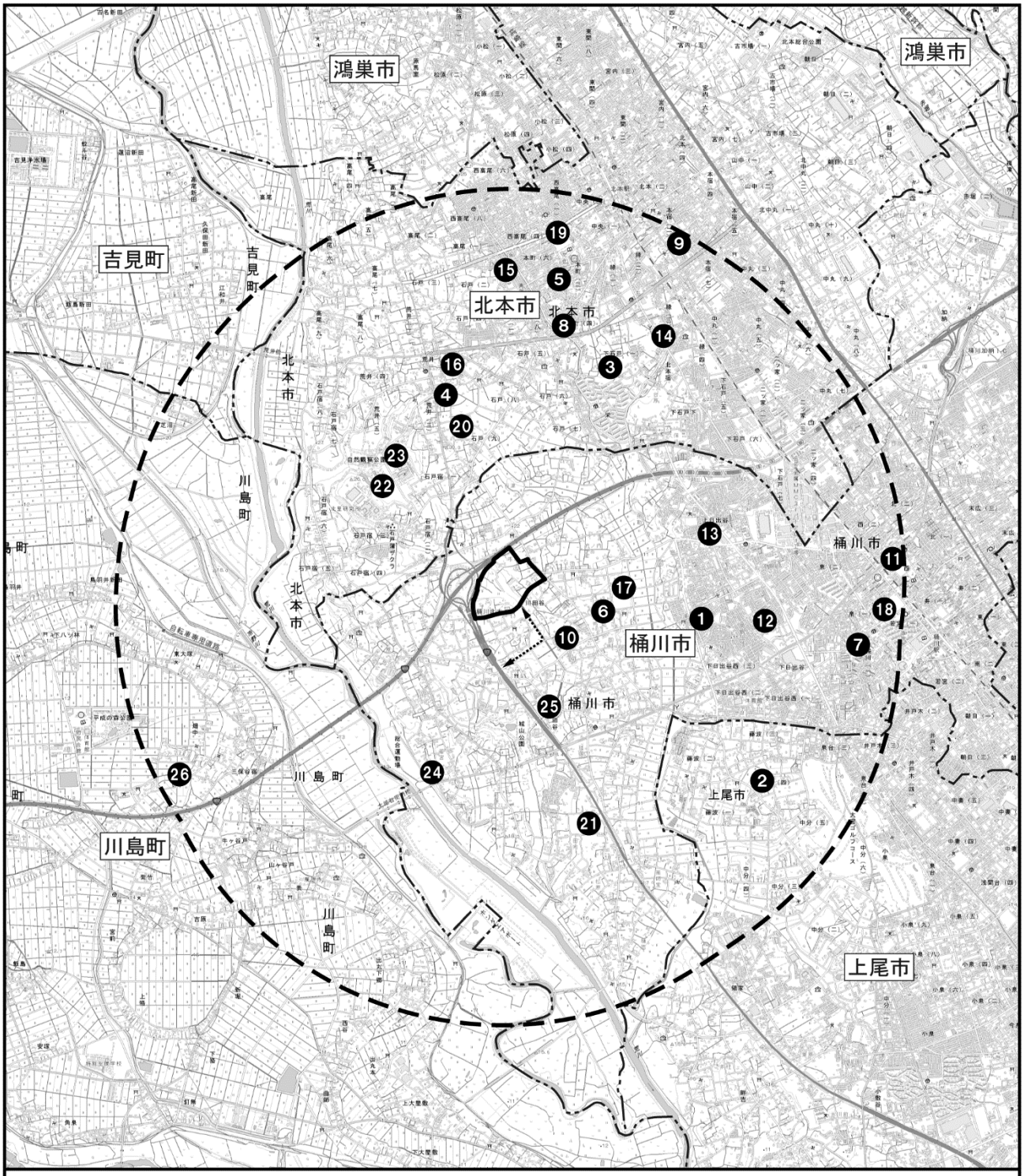

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- ● 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育・文化）

図 3.1-7　環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育・文化）

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

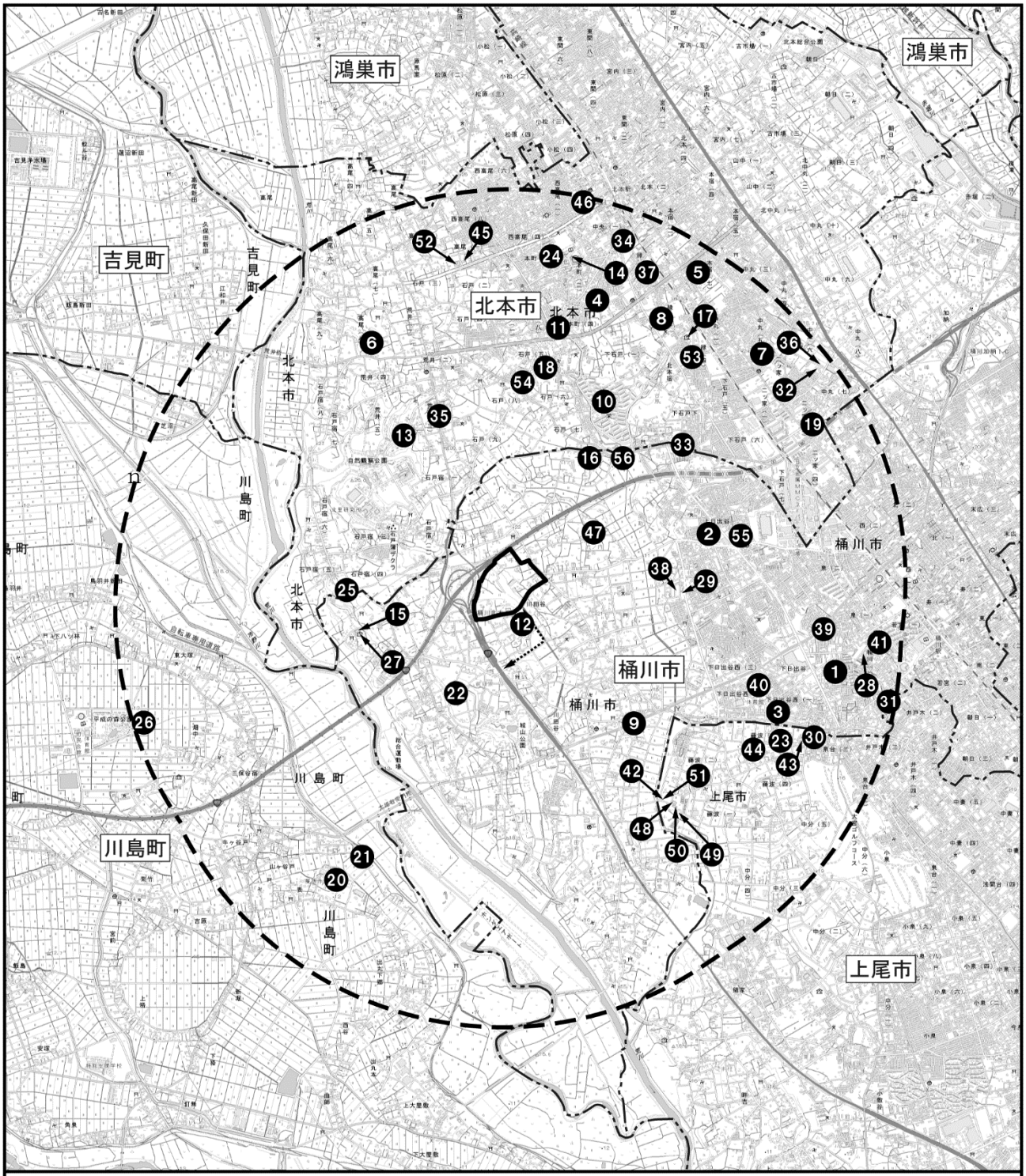

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- ● 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

図 3.1-8　環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

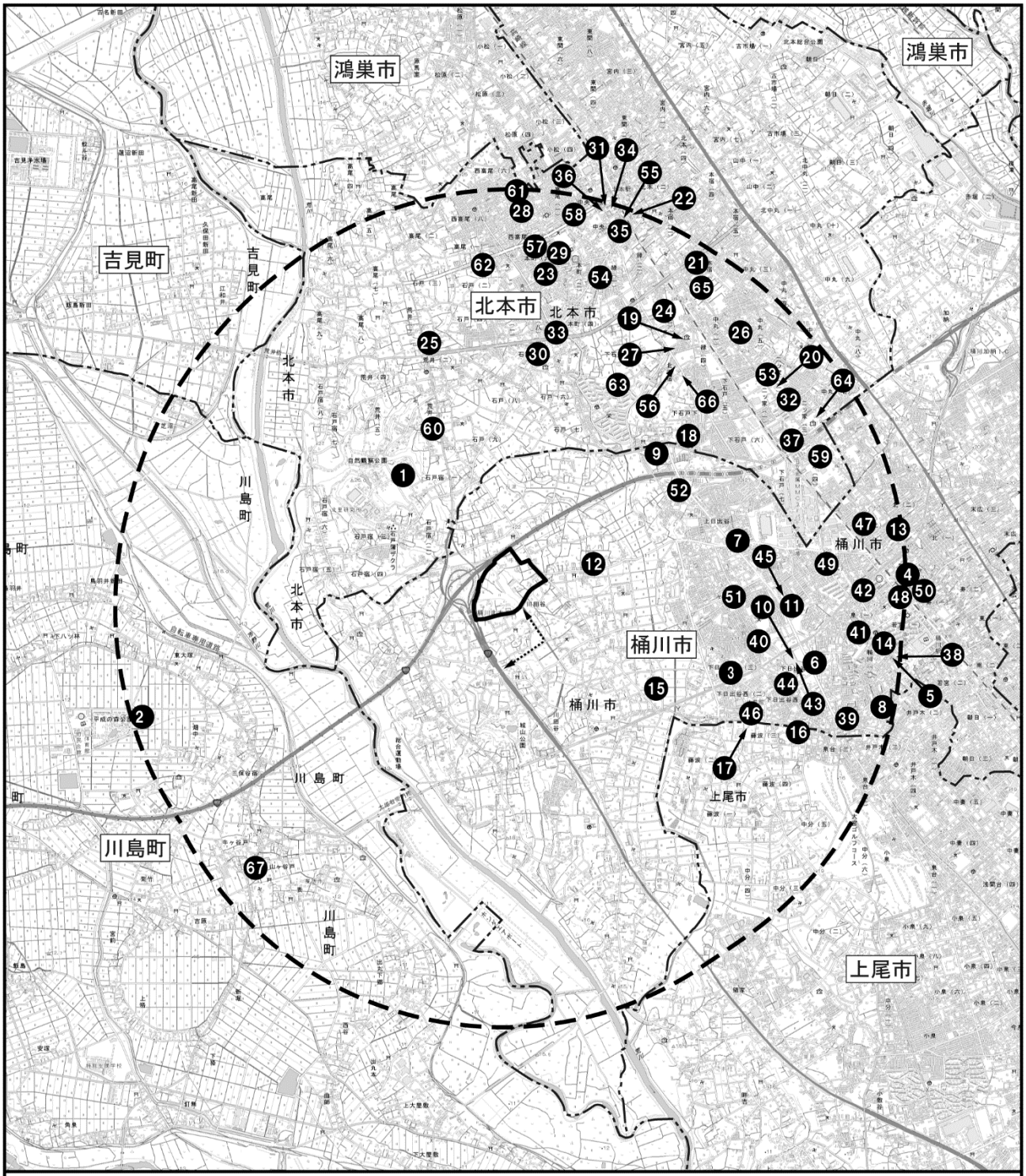

この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 計画地及びアクセス道路の境界から3km
- ● 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

図 3.1-9　環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

1：50，000
0　500　1000　1500m

N

(6) 下水道、し尿及びごみ処理施設の整備状況

1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 3.1-11 に示すとおりである。

計画地が位置する桶川市の下水道普及率は、83.0%となっている。なお、計画地は公共下水道事業計画区域には含まれていない。

表 3.1-11　公共下水道整備状況（令和 6 年度末）

市町	区分	行政人口 (A) (人)	処理人口 (B) (人)	普及率 (B)/(A) (%)
桶川市	荒川左岸北部流域下水道	74,107	61,507	83.0
鴻巣市		117,473	93,056	79.2
上尾市	荒川左岸南部流域下水道	230,211	198,923	86.4
北本市	荒川左岸北部流域下水道	65,109	49,031	75.3
川島町	荒川右岸流域下水道	18,613	9,937	53.4
吉見町		17,521	5,060	28.9

注1)行政人口は、令和7年3月末日現在の住民基本台帳人口
注2)吉見町は、特定環境保全公共下水道分を含む。
資料：「公共下水道整備状況一覧表」（令和8年2月閲覧、埼玉県ホームページ）

2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 3.1-12 に、計画地が位置する桶川市のし尿処理量の推移は表 3.1-13 に示すとおりである。

桶川市では令和 5 年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は 6,330kL となっている。

また、桶川市の令和元年度～令和 5 年度のし尿処理量の推移をみると、令和 4 年度に上昇したが、令和 5 年度は減少に転じている。

なお、桶川市のし尿処理施設である上尾、桶川、伊奈衛生組合は、図 3.1-10 に示すとおり、計画地の東北東約 6.5km に位置している。

表 3.1-12　関係市町のし尿処理量（令和 5 年度）

市町	くみ取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	くみ取りし尿処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	浄化槽汚泥処理量 (kL)	
桶川市	385	552	14,863	5,778	6,330
鴻巣市	807	1,013	29,312	10,316	11,329
上尾市	547	735	33,805	13,460	14,195
北本市	178	282	12,358	5,060	5,342
川島町	433	195	8,653	5,283	5,478
吉見町	347	840	13,267	4,769	5,609

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和5年度実績～」（令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3.1-13　桶川市のし尿処理量の推移

年度	収集量合計 (kL)	年間処理量（kL）		
		し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合計
令和元年度	6,606	265	6,341	6,606
令和 2年度	6,606	610	5,996	6,606
令和 3年度	6,406	464	5,942	6,406
令和 4年度	6,462	570	5,892	6,462
令和 5年度	6,330	552	5,778	6,330

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（令和元年度実績～令和5年度実績）」（令和3年6月～令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課）

3) ごみ処理

関係市町のごみ処理量は表 3.1-14 に、計画地が位置する桶川市のごみ処理量の推移は表 3.1-15 に示すとおりである。

桶川市では、令和 5 年度の事業系及び生活系のごみ処理量の合計は 18,102t となっている。また、桶川市の令和元年～令和 5 年度のごみ処理量の推移をみると、ごみ排出量の合計、一人一日あたりの排出量ともに、令和元年度から 2 年度にかけてやや増加したものの、令和 3 年度以降は減少傾向となっている。

なお、桶川市のごみ焼却施設は、桶川市環境センターに設置されていたが、老朽化に伴い平成 31 年 3 月で稼働を停止した。現在は粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターが稼働している。桶川市環境センターの位置は、図 3.1-10 に示すとおりである。

令和 7 年度の桶川市の「燃やせるごみ」は、3 公共団体（川越市、ふじみ野市、埼玉中部環境保全組合）での受入れ及び 2 民間処理施設への委託により処理されている。

表 3.1-14　関係市町のごみ排出量（令和 5 年度）　　単位：t

市町	事業系	生活系			集団回収量	合計
			資源ごみ量	家庭系ごみ量		
桶川市	2,654	15,448	4,503	10,945	0	18,102
鴻巣市	6,700	26,343	4,793	21,550	366	33,409
上尾市	7,808	48,092	4,553	43,539	4,408	60,308
北本市	3,519	14,911	2,530	12,381	0	18,430
川島町	1,369	4,810	1,627	3,183	112	6,291
吉見町	1,072	4,151	776	3,375	102	5,325

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和5年度実績～」（令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3.1-15　桶川市のごみ排出量の推移

年度	計画収集人口 (人)	ごみ排出量				1人1日当たりの排出量 (g)
		事業系 (t)	生活系 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	
令和元年度	75,367	2,980	16,788	0	19,768	717
令和 2年度	75,234	2,659	17,460	0	20,119	733
令和 3年度	74,922	2,652	16,697	0	19,349	708
令和 4年度	74,679	2,750	16,032	0	18,782	689
令和 5年度	74,571	2,654	15,448	0	18,102	663

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（令和元年度実績～令和5年度実績）」（令和3年6月～令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課）

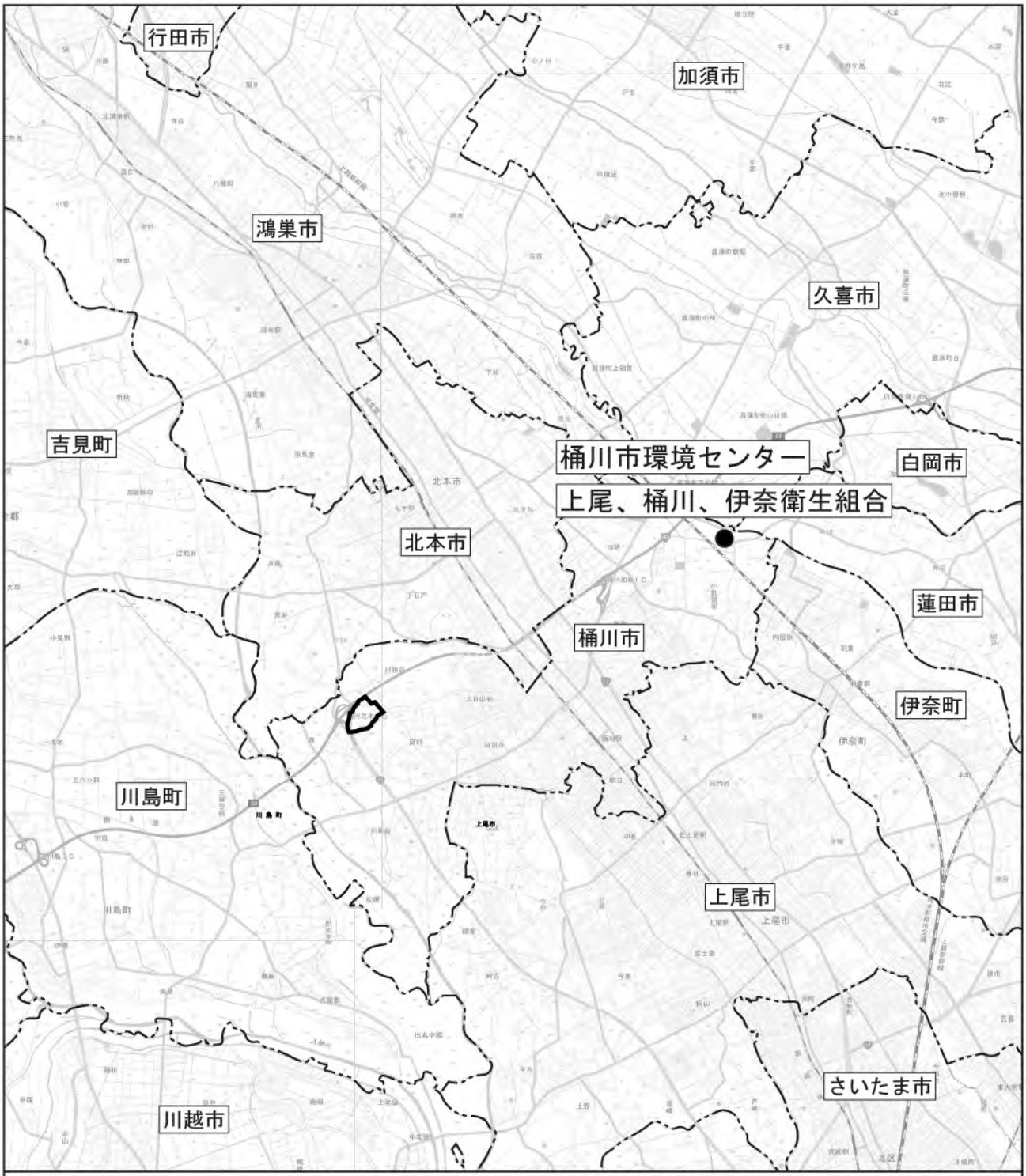

この地図は「地理院地図」（令和４年３月閲覧、国土地理院ホームページ）を使用して作成したものである。

凡　例

計画地

市町界

● 上尾、桶川、伊那衛生組合（し尿処理施設）

桶川市環境センター（粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター）

図 3.1-10　桶川市のし尿処理施設、ごみ処理施設の位置

1：100，000

0　1000　2000　3000m

N

(7) 法令等による指定及び規制等の状況

1) 大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月、法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.1-16 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-16　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	＜長期的評価＞ 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98%値」という。）が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	＜短期的評価＞ 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ＜長期的評価＞ 年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 （令和 8 年 3 月 31 日まで適用）	＜短期的評価＞ 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。 （令和 8 年 4 月 1 日より適用）	＜短期的評価＞ 連続する 8 時間の 1 時間値の移動平均値（8 時間値）について、環境基準に照らして評価する。ただし、1 時間値の欠測が 3 個以上含まれる場合、8 時間値も欠測とし、評価の対象としないものとする。 ＜長期的評価＞ 年間における日最高 8 時間値のうち、低い方から 99%に相当するものを評価する。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³ 以下であること。	＜長期的評価＞ 〈短期基準〉長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 〈長期基準〉測定結果の 1 年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³ 以下であること。	＜長期的評価＞ 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³ 以下であること。	

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月、環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月、環境庁告示第38号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月、環境庁告示第4号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月、環境省告示第33号）
「大気汚染状況に関する環境基準の評価方法」（令和8年2月閲覧、環境省ホームページ）
「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて （第一次答申）」について（お知らせ）（令和8年2月閲覧、環境省報道発表資料）

表 3.1-17　大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。	＜長期的評価＞ 同一測定点における 1 年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68 号）
「大気汚染状況に関する環境基準の評価方法」（令和8年2月閲覧、環境省ホームページ）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ｱ)「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

ｱ) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 3.1-11 に示すとおりである。計画地は 26 号地域に該当するため、K値 14.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



根拠法令	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
項目 / 地域	法第３条第２項（地域区分）	法第３条第２項（一般排出基準）	法第３条第３項（特別排出基準）	条例第５０条
			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
２７号地域	３．５	２．３４	９．０
２６号地域	９．０	－	１４．５
２８号地域	１４．５	－	１７．５
１００号地域	１７．５	－	

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

図 3.1-11　硫黄酸化物に係るK値規制図

ｲ) ばいじん

本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1-18 に示すとおりである。

表 3.1-18　「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量）（万 m^3N/h）	標準酸素濃度（On%）	一般排出基準（g/m^3N）	注	
					一般排出基準（g/m^3N）	On の扱い
ボイラー	ガス専焼ボイラー（都市ガス、LPG等のガスのみを燃焼させるボイラー	4以上	5	0.05	－	－
		4未満		0.10	－	－
	液体専焼及び液体・ガス混焼ボイラー（液体：重油、灯油、軽油等）	20以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	－
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	－
		1～ 4		0.25	－	－
		1未満		0.30	－	当分の間 0s
ガスタービン		－	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する	－

注1)既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。
注2)標準酸素濃度が0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。
資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

ｳ) 窒素酸化物

ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 3.1-19 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表 3.1-19　「大気汚染防止法」等に基づく窒素酸化物の排出基準（抜粋）

ばい煙施設の種類		規模（最大排ガス量）（万 m^3N/h）	標準酸素濃度（On%）	排出基準[注4]（ppm）	指導基準[注5]（ppm）
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	－
		10 ～50		100	－
		4 ～10		100	－
		1 ～ 4		130	－
		1 未満		150	－
	排煙脱硫装置付[注1]液体燃焼ボイラー（液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130	120
		4 ～50		150	140
		1 ～ 4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー[注2]（液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130	120
		4 ～50		150	140
		1 ～ 4		150	140
		1 未満		180	160
ガスタービン[注3]	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0 ～ 4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0 ～ 4.5			10
		4.0 未満			20

注1）昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置をつけたもの（排ガス量が1万m^3N/h未満のものについては、昭和52年9月10日以前）。

注2）液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排ガス量が5,000m^3N/h未満の過負荷燃焼型のものは適用が除外される。

注3）非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注4）排出基準については、ボイラーは昭和52年9月10日以降、ガスタービンは平成3年2月1日以降に設置のものについての数値。

注5）指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス5,000m^3N/h以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

資料：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

ｴ) 揮発性有機化合物（VOC）

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）発生施設に係る排出基準は、表 3.1-20 に示すとおりである。

表 3.1-20　「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）の排出基準

VOC 排出施設		規模要件	排出基準 (ppmC)
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m³/時以上	600
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000m³/時以上	自動車製造の用に供するもの 新設：　700 既設：　400
			その他の塗装施設 700
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m³/時以上	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの 1,000
			その他のもの　600
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m³/時以上	1,400
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。）	送風機の送風能力が 15,000m³/時以上	1,400
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m³/時以上	400
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m³/時以上	700
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m² 以上	400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上	新設 全て：　60,000
			既設 2,000kL 以上：　60,000 2,000kL 未満：　当分の間猶予

注1)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
注2)「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。
注3)「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。
注4)「乾燥施設」はVOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」はVOC を洗浄剤として用いるもの。
注5)既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む）。
注6)ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。
資料：「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」（平成7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

ｵ) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 3.1-21 に示すとおりである。

表 3.1-21　「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	指定炭化水素類発生施設の種類	規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が 500kL 以上のもの）	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されているもの）	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設置されているもの）	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む。）を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180L 以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※ （炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象） ※規則で定める施設（規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3） ①塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設） ②印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設） ③接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設） ④その他の施設（洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの）	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1 を除く使用施設 ・規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（kg）}}{\text{原材料の年間使用量（kg）}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（kg）}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（kg）}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注1)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。
注2)施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。
資料：「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」（令和7年6月、埼玉県環境部大気環境課）

(ｲ) 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、「自動車 NOx・PM 法」という。）（平成 4 年 6 月、法律第 70 号）に基づき、埼玉県では 46 市町村が自動車 NOx・PM 法対策地域に指定されており、桶川市についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 3.1-12 に示すとおりである。

「自動車 NOx・PM 法」により、対策地域内において表 3.1-22 に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている（県外から流入するディーゼル車も対象）。埼玉県の粒子状物質排出基準は表 3.1-23 に示すとおりである。



資料：「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（令和6年3月、埼玉県）

図 3.1-12　自動車 NOx・PM 法対策地域

表 3.1-22　自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準

車種			排出基準
ディーゼル乗用車			NOx：0.48 g/km （昭和53年規制ガソリン車並） PM ：0.055g/km
バス・トラック等 （ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車）	車量総重量区分	1.7t 以下	NOx：0.48 g/km （昭和63年規制ガソリン車並） PM ：0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NOx：0.63 g/km （平成 6年規制ガソリン車並） PM ：0.06 g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NOx：5.9 g/kWh（平成 7年規制ガソリン車並） PM ：0.175g/kWh
		3.5t 超	NOx：5.9 g/kWh（平成10年、平成11年規制ディーゼル車並） PM ：0.49 g/kWh（平成10年、平成11年規制ディーゼル車並）

資料：「自動車NOx・PM法の車種規制について」（平成17年9月、環境省・国土交通省）

表 3.1-23　「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種			排出基準
ディーゼル車の貨物・乗合（バス）・特種自動車（ディーゼル乗用車、乗用車をベースに改造した特種自動車は対象外）	車量総重量区分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06 g/km
		2.5t 超	0.18 g/kWh

注）初度登録の日から7年間は、規制を適用しない。
資料：「埼玉県生活環境保全条例施行規則」（平成13年12月、埼玉県規則第100号）

2) 水質

① 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準は表 3.1-24 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）に係る環境基準は表 3.1-25(1)～(2)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.1-26 に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。

表 3.1-24　人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　以下
六価クロム	0.02　以下
砒素	0.01　以下
総水銀	0.0005以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01　以下
テトラクロロエチレン	0.01　以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02　以下
ベンゼン	0.01　以下
セレン	0.01　以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　以下
ふっ素	0.8　以下
ほう素	1　以下
1,4－ジオキサン	0.05　以下

注1)基準値は年間平均値である。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注2)「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
注3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
注4)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-25(1)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 (mg/L)				基準値 (CFU/100mL)
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5　以上	1,000 以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5　以上	－
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2　以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2　以上	－

注1)基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値）をとる。）とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

注2)農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。)。

注3)水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

注4)水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

注5)水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。)。

注6)大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-25(2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L)		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.001 以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.0006以下	0.02以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.002 以下	0.05以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002 以下	0.04以下

注）基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.1-26　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01　以下
六価クロム	0.02　以下
砒素	0.01　以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02　以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01　以下
テトラクロロエチレン	0.01　以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02　以下
ベンゼン	0.01　以下
セレン	0.01　以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　以下
ふっ素	0.8　以下
ほう素	1　以下
1,4-ジオキサン	0.05　以下

注1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2)「検出されないこと」とは、環境庁告示第10号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月、環境庁告示第10号）

表 3.1-27　ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (pg-TEQ/L)
ダイオキシン類	1 以下（年間平均）

注）水底の底質を除く。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ｱ) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例）」（昭和 46 年 10 月、埼玉県条例第 61 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場及び事業場からの公共用水域への排出の排水基準は表 3.1-28(1)～(3)に、指定土木建設作業に係る排水基準は表 3.1-28(4)に示すとおりである。

表 3.1-28(1)　工場及び事業場からの公共用水域への有害物質の排水基準

項目	排水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.03
シアン化合物	シアン　1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	1
鉛及びその化合物	鉛　0.1
六価クロム化合物[注1]	六価クロム　0.2
砒素及びその化合物	砒素　0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005
アルキル水銀化合物	検出されない（定量限界　0.0005）
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2

項目	排水基準 (mg/L)
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チラウム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレン　0.1
ほう素及びその化合物 [注1]	ほう素　10
ふっ素及びその化合物 [注1注2]	ふっ素　8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 [注1]	100 [注3]
1,4-ジオキサン	0.5

注1）一部の業種について、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）による暫定基準が適用される。
注2）一部の業種について、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例）」（昭和46年10月、埼玉県条例第61号）による暫定基準が適用される。
注3）1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。
資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例　濃度規制）」（令和 7 年 6 月、埼玉県環境部）

表 3.1-28(2)　工場及び事業場からの公共用水域への生活環境項目の排水基準（日平均排水量 10㎥ 以上）

単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌数を除く）

特定施設＼上乗せ項目		生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質量(SS)		フェノール類含有量
1の2 豚房（総面積 50㎡以上） 牛房（総面積200㎡以上） 馬房（総面積500㎡以上）		80 （日間平均 60）		150 （日間平均 120）		5
69　と畜業・死亡獣畜取扱業						
2001 指定地域特定施設		既存	新規	既存	新規	
し尿浄化槽(処理対象人員が201～500人で指定地域内に設置されるもの)		60	25 （日間平均 20）	80 （日間平均 70）	60 （日間平均 50）	
72　し尿処理施設 処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く	し尿浄化槽					
	その他	30		70 （日間平均 60）		
73　下水道終末処理施設		25 （日間平均 20）		60 （日間平均 50）		
上記以外の特定施設						1
上記以外の指定排水施設						

上乗せ以外の項目（共通）			
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	クロム含有量	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5	大腸菌数(CFU/mL)	日間平均800
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30	窒素含有量[注1)注2)]	120（日間平均60）
銅含有量	3	りん含有量[注1)注2)]	16（日間平均 8）
亜鉛含有量[注1)]	2		
溶解性鉄含有量	10	化学的酸素要求量(COD)[注3)]	160（日間平均120）
溶解性マンガン含有量	10		

注1）一部の業種について、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）による暫定基準が適用される。
注2）日平均排水量が50㎥以上の特定事業場に適用される。
注3）湖沼に直接排水される場合に適用される。
資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例　濃度規制）」（令和７年６月、埼玉県環境部）

表 3.1-28(3) 工場及び事業場からの公共用水域への生活環境項目の排水基準（日平均排水量 10㎥ 未満）

単位：mg/L（水素イオン濃度を除く）

項目	基準
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	150（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）[注]	160（日間平均 120）
浮遊物質量（SS）	180（日間平均 150）

注）湖沼に直接排水する場合に限る。
資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例　濃度規制）」（令和7年6月、埼玉県環境部）

表 3.1-28(4)　指定土木建設作業[注1]に係る排水基準

単位：mg/L(水素イオン濃度を除く)

項目		排出基準	項目	排出基準
有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
	シアン化合物	シアン　1	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4
	有機リン化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及び EPN に限る。）	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
	鉛及びその化合物	鉛　0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
	六価クロム化合物[注2]	六価クロム　0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
	砒素及びその化合物	砒素　0.1	チウラム	0.06
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005	シマジン	0.03
	アルキル水銀化合物	検出されないこと（定量限界　0.0005）	チオベンカルブ	0.2
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
	トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン　0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物[注2]	ほう素 10
	ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物[注2注3]	ふっ素　8
	四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸[注2]	100[注4]
	1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6		
	浮遊物質量（SS）	180（日間平均 150）		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)	5		

注1)「指定土木建設作業」とは汚水等を排出する土木建設作業で次に掲げるもの
杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事、アンカー工事

注2）一部の業種について、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）による暫定基準が適用される。

注3）一部の業種について、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（上乗せ条例)」（昭和46年10月、埼玉県条例第61号）による暫定基準が適用される。

注4）1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

資料：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例　濃度規制)」（令和7年6月、埼玉県環境部）

3) 騒音

① 環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.1-29 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 3.1-29　騒音に係る環境基準

単位：(dB)

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌 6 時)
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 以下	45 以下
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
		C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）		屋外	70 以下	65 以下
		窓を閉めた屋内	45 以下	40 以下

注1)窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注2)車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注3)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2車線以下の車線を有する道路　15m

・2車線を超える車線を有する道路 20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年2月26日、埼玉県告示第287号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ｱ) 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

計画地が位置する桶川市は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定建設作業の騒音に係る規制基準は、表 3.1-30 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。

表 3.1-30　「騒音規制法」に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

区域区分＼基準種別		特定建設作業	基準値（dB）	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m 以内の区域	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、その原動機の出力が15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW 以上のものに限る。)を使用する作業 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW 以上のものに限る。)を使用する作業 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW 以上のものに限る。)を使用する作業。	85	19～翌7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2 号区域	工業地域 工業専用地域			22～翌6時	14時間/日		

注1)基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。
注2)区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。
資料：「建設業のみなさまへ（特定建設作業の騒音・振動規制）」（平成30年10月、埼玉県）
「騒音規制法施行令」（昭和43年11月政令第324号）別表第二

(ｲ) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

計画地が位置する桶川市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.1-31 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b 区域の基準が適用される。

表 3.1-31　「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：(dB)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注）（ ）内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。
a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
資料：「令和7年版埼玉県環境白書」（令和7年12月、埼玉県）

(ｳ) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

計画地が位置する桶川市は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定工場等の騒音に係る規制基準は、表 3.1-32 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。

表 3.1-32　「騒音規制法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

単位：(dB)

時間の区分 区域区分	昼間 (8 時～19 時)	朝・夕 (6～8 時・19～22 時)	夜間 (22～翌 6 時)
第 1 種区域	50	45	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注1)第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次のとおりである。
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）
第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域：工業地域、工業専用地域（一部地域）
注2)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。（第1種区域は除く。）
資料：「事業者のみなさまへ（騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届出はお済みですか)」（令和8年2月閲覧、埼玉県環境部水環境課ホームページ）

4) 振動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(7) 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

計画地が位置する桶川市は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定建設作業の振動に係る規制基準は、表 3.1-33 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。

表 3.1-33　「振動規制法」に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準

区域区分＼基準種別		特定建設作業	基準値(dB)	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域） 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m 以内の区域	1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） 4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	75	19～翌 7 時	10 時間/日	連続 6 日	日曜・休日
2 号区域	工業地域 工業専用地域			22～翌 6 時	14 時間/日		

注1）基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。
注2）区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが一部異なる地域がある。
資料：「建設業のみなさまへ（特定建設作業の騒音・振動規制）」（平成30年10月、埼玉県）

(ｲ) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

計画地が位置する桶川市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1-34 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。

表 3.1-34　「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：(dB)

区域の区分＼時間の区分		昼間 (8～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

資料：「令和5年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和7年4月、埼玉県環境部）

(ｳ) 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

計画地が位置する桶川市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定工場等の振動に係る規制基準は、表 3.1-35 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。

表 3.1-35　「振動規制法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく
特定工場等に係る振動の規制基準

単位：(dB)

区域の区分＼時間の区分	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～翌 8 時)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

注1)第1種区域、第2種区域の区分は、次のとおりである。
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
注2)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。（第1種区域は除く。）
資料：「事業者のみなさまへ（騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例の届出はお済みですか)」（令和8年2月閲覧、埼玉県環境部水環境課ホームページ）

5) 土壌汚染

① 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.1-36 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-37 に示すとおりである。

表 3.1-36　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1　mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1　　mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8　mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1　　mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

注1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
注2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
注3)「検液中に検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
注4)有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
注5)1,2－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

表 3.1-37 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく
土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項　目	基準値 (pg-TEQ/g)
ダイオキシン類	1,000 以下

注1)基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2)土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ 四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の測定方法により測定した値とみなす。

注3)土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に基づく特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準は、表 3.1-38 に示すとおりである。「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準も、法と同様の基準である。

なお、計画地及び周辺において要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

表 3.1-38　特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準（土壌汚染対策法）

項　目		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	－
	四塩化炭素	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1　以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	
	ジクロロメタン	0.02 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1　　以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	
	ベンゼン	0.01 以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50 以下
	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8　以下	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1　　以下	4,000 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	－
	チオベンカルブ	0.02 以下	
	チウラム	0.006 以下	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

注1)土壌溶出基準は26の特定有害物質全てについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
注2)土壌溶出量基準は、土壌の汚染に係る環境基準（表3.1-36）の表の「環境上の条件」の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
注3)埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上記の表と同じである。
注4)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。
資料：「令和7年版 埼玉県環境白書」（令和7年12月、埼玉県環境部環境政策課）

6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する桶川市は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月、法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月、法律第 100 号）の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。桶川市は、図 3.1-13 に示すとおり第一種指定地域に指定されている。

また、桶川市を含む関東平野北部の茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域）は「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（平成 3 年 11 月）に基づく保全地域に該当している。

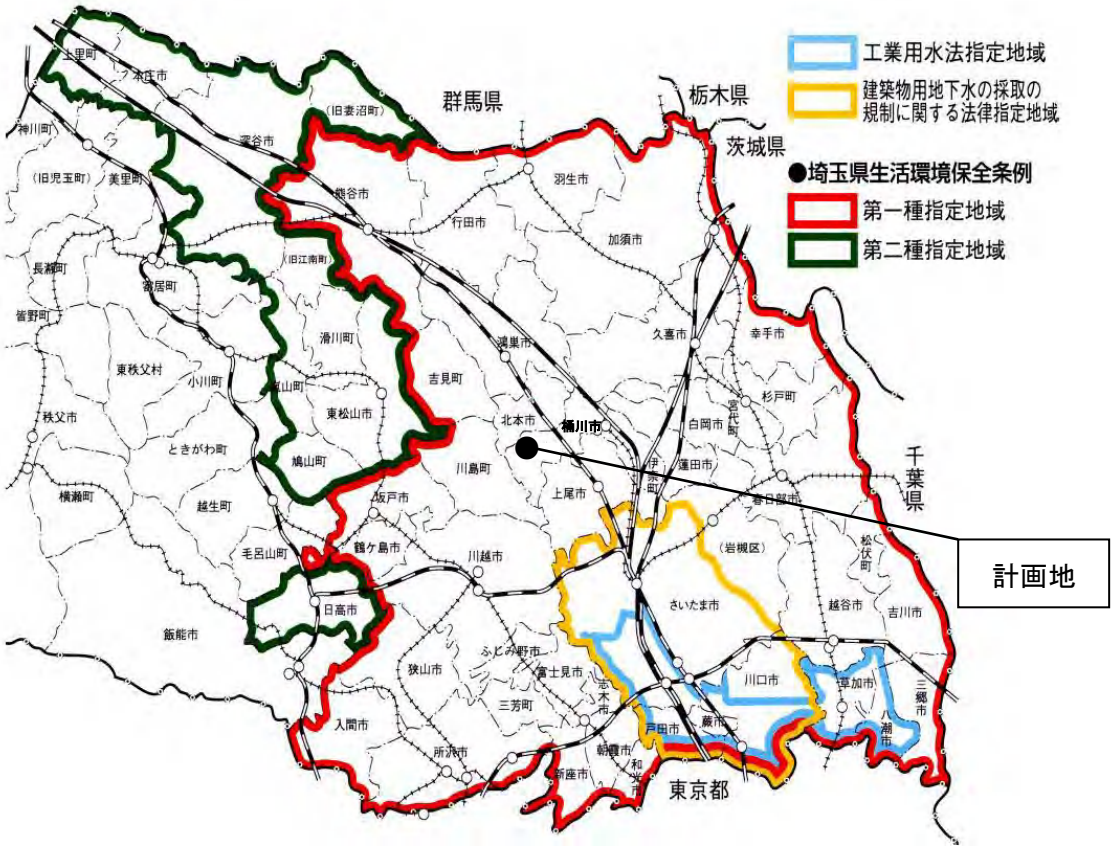

資料：「地下水採取の規制」（平成31年2月、埼玉県環境部）

図 3.1-13　地下水採取規制地域

7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する桶川市は、図 3.1-14 に示すとおり「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づく臭気指数規制（基準値 1）の規制地域に指定されている。規制基準は、表 3.1-39 に示すとおりである。計画地は農業振興地域に含まれていることから、B 区域の基準が適用される。また、関係市町である鴻巣市、北本市及び吉見町は桶川市と同様に臭気指数規制（基準値 1）地域、上尾市及び川島町は物質濃度規制地域に指定されている。

なお、桶川市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域には指定されていない。

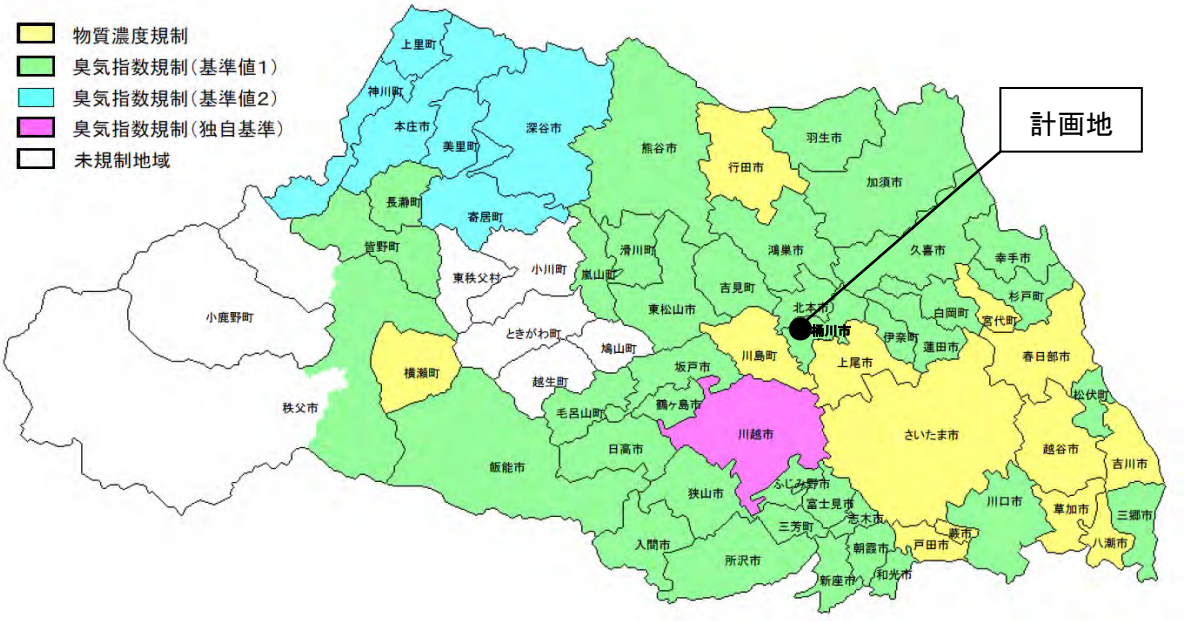

資料：「悪臭防止法（臭気指数規制）について」（令和8年2月閲覧、埼玉県環境部水環境課ホームページ）

図 3.1-14　悪臭防止法規制地域

表 3.1-39　「悪臭防止法」に基づく規制基準

区域区分	基準値 1	煙突等の排出口における規制基準	排出水中の規制基準
A 区域 （B、C 区域を除く区域）	臭気指数 15	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出
B 区域 （農業振興地域）	臭気指数 18		
C 区域 （工業地域・工業専用地域）	臭気指数 18		

注1）臭気指数：臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値
注2）臭気濃度：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数
資料：「悪臭防止法（臭気指数規制）について」（令和8年2月閲覧、埼玉県環境部水環境課ホームページ）

8) 景観

埼玉県では、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づき、地域の特性を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」（平成 19 年 7 月、埼玉県条例第 46 号）を制定し、「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）を策定している。

「埼玉県景観計画」では、図 3.1-15 に示すとおり埼玉県の全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く）に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。計画地は、特定課題対応区域（圏央道沿線区域）に指定されている。

景観計画区域内においては、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積等の行為については届出が必要となる。届出の際は、外観の色彩やデザイン等について、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。

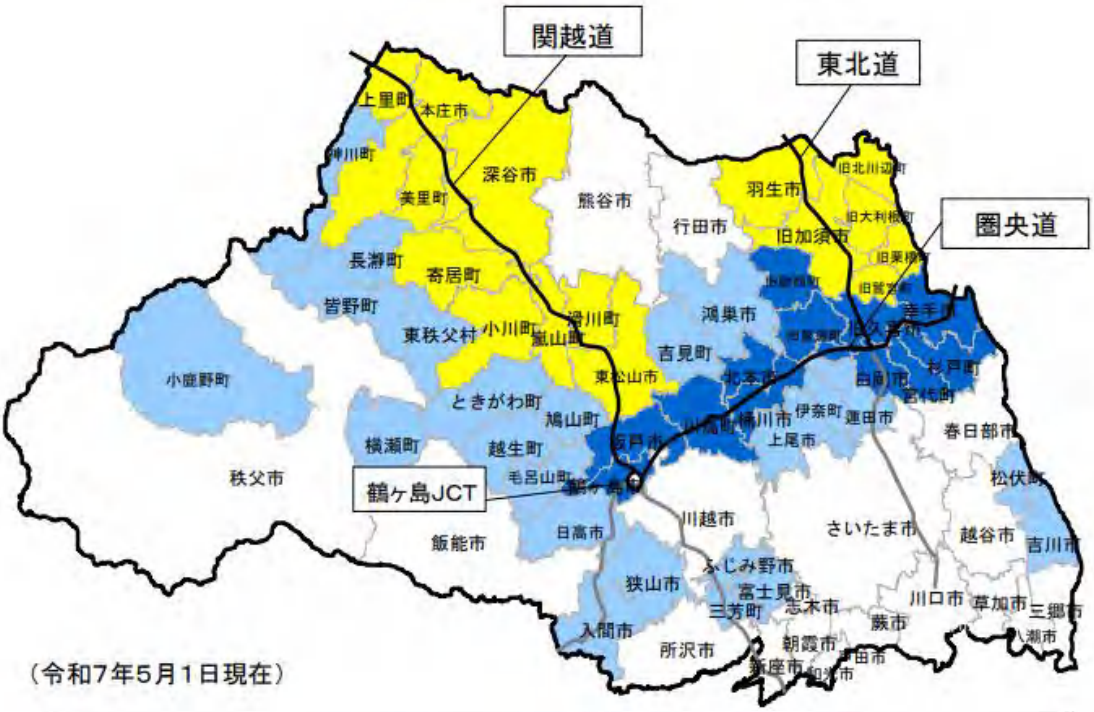

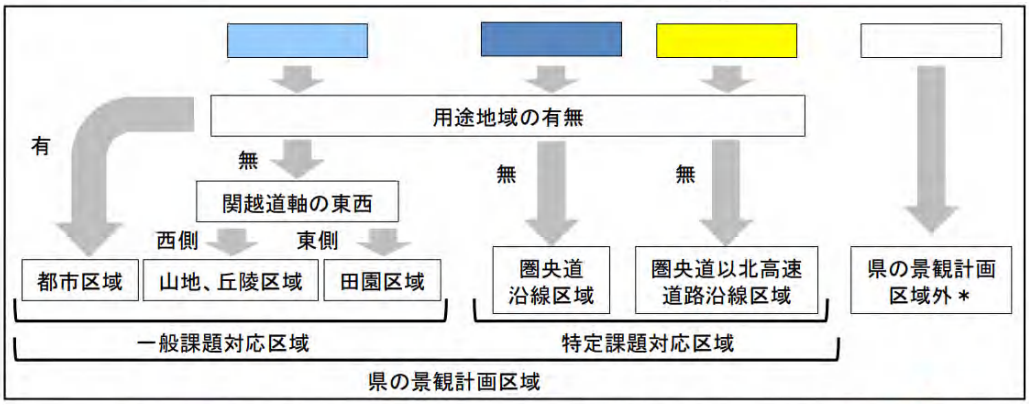

＊…独自に景観行政に取り組む市の区域であり、各市の景観条例・計画計画が適用される。

資料：「景観法に基づく行為の届出の概要」（令和8年2月閲覧、埼玉県都市整備部都市計画課ホームページ）

図 3.1-15　景観計画区域

9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

また、事業活動に伴って生じる廃棄物の中でも「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」は特別管理産業廃棄物として表 3.1-40 に示すとおり判定基準が定められている。特別管理産業廃棄物の判定基準については、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2 に記載されている。

表 3.1-40　特別管理産業廃棄物の判定基準

	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀化合物	N.D.	N.D.	N.D.			N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
水銀又はその化合物	0.005	0.05	0.005			0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09※1	0.3※1	0.09※1			0.09	0.3	0.3	0.09
鉛又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
有機燐化合物							1	1	1
六価クロム化合物	1.5	5	1.5			1.5	5	5	1.5
砒素又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
シアン化合物						1	1	1	1
PCB				（廃油：0.5mg/kg）		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム						0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン						0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ						0.2	2	2	0.2
ベンゼン				1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3			0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5※2	5※3	0.5※3	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン	3※3 (ng/g)	100※3 (pg/L)	3※3 (ng/g)			3 (ng/g)	100 (pg/L)	100 (pg/L)	3 (ng/g)

※1 ばいじん及び鉱さい並びにその処理物に適用する。
※2 ばいじん及びその処理物に適用する。
※3 鉱さい及びその処理物は除外する。
注1)N.D.は定量下限未満を示す。
注2)TEQとは2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキサンの毒性の値に換算した値を示す。
資料：「特別管理産業廃棄物の判定基準」（令和8年2月閲覧、環境省ホームページ）

埼玉県では、令和 8 年 3 月に「第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立することを目指し、基本方針として、「資源循環を徹底し、新たな価値を生む」、「廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する」、「災害廃棄物への備えと対応力を強化し、レジリエンスを高める」、「人口減少・少子高齢化に適応した、持続可能な体制を確保する」を掲げている。計画期間は、令和 8 年度～令和 12 年度までの 5 年間としている。

桶川市と川島町は、令和 5 年 4 月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置し、令和 6 年 5 月に「ごみ処理基本計画」を策定している。この計画は、両市町における一般廃棄物処理事業の最上位計画であり、計画期間は、令和 6 年度を初年度とした 15 年間である。また、令和 7 年 4 月に広域処理施設の整備及び稼働後の管理運営を行うため、川島桶川資源循環組合が設立された。

10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月、法律第 117 号）において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月閣議決定）では、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととしている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年 3 月、条例第 9 号）を制定している。また、令和 5 年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（区域施策編）」を改正し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標（2013 年度比 46%削減）を示すとともに、将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現を目指すこととしている。

11) 自然環境保全

計画地及び周辺における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 3.1-41 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月、法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域等に指定されている。

表 3.1-41　計画地及び周辺の自然環境保全に係る法令等に基づく指定等の状況

指定地域			指定等の有無[注)]		関係法令等
			計画地	周辺	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	「自然公園法」（昭和32年6月、法律第161号）
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	「埼玉県立自然公園条例」 （昭和33年4月、埼玉県条例第15号）
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	「自然環境保全法」（昭和47年6月、法律第85号）
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	「埼玉県自然環境保全条例」 （昭和49年3月、埼玉県条例第4号）
	自然遺産		×	×	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」（平成4年9月、条約第7号）
	緑地	特別緑地保全地区	×	○	「都市緑地法」（昭和48年9月、法律第72号）
		近郊緑地保全区域	×	○	「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年6月、法律第101号）
		ふるさとの緑の景観地	×	○	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和54年3月、埼玉県条例第10号）
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月、法律第75号）
		国指定鳥獣保護区	×	×	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月、法律第88号）
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		特定猟法禁止区域（鉛散弾）	×	○	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和55年9月、条約第28号）
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 （昭和44年7月、法律第57号）
	地すべり防止区域		×	×	「地すべり等防止法」（昭和33年3月、法律第30号）
	砂防指定地		×	×	「砂防法」（明治30年3月、法律第29号）
	保安林		×	×	「森林法」（昭和26年6月、法律第249号）
	河川区域		×	○	「河川法」（昭和39年7月、法律第167号）
	河川保全区域		×	○	「河川法」（昭和39年7月、法律第167号）
	土砂災害警戒区域		×	○	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月、法律第57号）
	地下水採取規制地域		×	×	「工業用水法」（昭和31年6月、法律第146号）
			×	×	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 （昭和37年5月、法律第100号）
			○	○	「埼玉県生活環境保全条例」 （平成13年7月、埼玉県条例第57号）
土地利用	市街化調整区域		○	○	「都市計画法」（昭和43年6月、法律第100号）
	農用地区域		○	○	「農業振興地域の整備に関する法律」 （昭和44年7月、法律第58号）
	地域森林計画民有林		×	○	「森林法」（昭和26年6月、法律第249号）
文化財保護	史跡･名勝･天然記念物 （国・県・市・町指定）		×	○	「文化財保護法」（昭和25年5月、法律第214号）
			×	○	「埼玉県文化財保護条例」 （昭和36年4月、埼玉県条例第18号）
			×	○	「桶川市文化財保護条例」 （昭和32年9月、桶川市条例第22号）
			×	×	「鴻巣市文化財保護条例」 （昭和30年12月、鴻巣市条例第25号）
			×	×	「上尾市文化財保護条例」 （平成18年3月、上尾市条例第8号）
			×	○	「北本市文化財保護条例」 （昭和32年7月、北本市条例第7号）
			×	×	「川島町文化財保護条例」 （平成2年4月、川島町条例第26号）
			×	×	「吉見町文化財保護条例」 （昭和31年11月、吉見町条例第20号）
景観	風致地区		×	×	「都市計画法」（昭和43年6月、法律第100号）
	景観計画区域		○	○	「埼玉県景観条例」（平成19年7月、埼玉県条例第46号）

注）指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであること示す。